久留米市コミュニティ審議会

答申書

平成２５年１月

答申にあたって

「コミュニティ」とは、“身近な地域のまとまり”という意味です。私たちの日常生活が地域のまとまりの中で営まれていることを考えると、コミュニティのあり方は、私たちにとって非常に身近な、そして重要な問題です。

久留米市は、平成17年2月5日、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の四町と合併しました。この合併により人口は30万人を超え、市域も広がり、様々な特色を持つ多様性に富んだ都市になりました。

合併前の旧市、旧町には、それぞれの歴史と文化があり、色々な制度や仕組みも地域によって違いがありました。特に、区長制度を要としたコミュニティのあり方は、住民にとって非常に身近な問題でありました。このため、平成20年度コミュニティ審議会は、市長より「旧四町の今後のコミュニティのあり方について」諮問を受け、真摯な審議の結果、「地域住民による主体的なまちづくり」「新久留米市としての一体感」という視点から答申を取りまとめました。答申の趣旨は、「久留米市は平成20年4月より中核市となりました。分権時代の牽引役として、新しいまちづくりのスタートです。旧市、旧四町の皆様が、積極的・主体的に新たなコミュニティ組織の構築に取組み、素晴らしい組織が形成されますことを期待するとともに、私たちの答申が久留米市の新しいまちづくりに少しでも役立つことを願っています。」とうたわれております。これを基に、４年間にわたって校区コミュニティ組織の設立が進められてきました。

今回、平成24年コミュニティ審議会に求められた検討課題は、少子・高齢化の進展などによる社会変化の中で、行政と地域住民が適切に役割を分担し、地域住民も主体的に協働のまちづくりに取り組むための新たな仕組みづくりです。

平成23年度に実施された「久留米市民意識調査」では、協働の推進に関する市民の意識や意向を尋ねています。その調査結果をみると、地域課題への取組み体制について「地域コミュニティ、市民活動団体、行政などが協力して一緒に取り組むべき」という意向が47%と半数近くを占めています。また、地域活動への参加形態を尋ねた結果では、「自治会・町内会・校区コミュニティ組織・子ども会」などを通じて活動しているという市民が多いのはもちろんですが、「ＮＰＯ・ボランティア団体などの市民活動団体」を通じてという市民が、医療・福祉や防災、子育て支援の分野で目立ってきています。

こうした市民活動の実態とニーズを踏まえて、平成24年3月28日、市長からコミュニティ審議会に対し、「校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について」諮問が行われ、1年近くにわたり24名の委員による10回の真摯な審議の結果を受けて、このたび「答申書」として取りまとめました。

「答申書」は、「校区コミュニティ組織との協働について」と「校区コミュニティ組織の活性化について」から構成されています。前半は、校区コミュニティ組織と市民公

益活動団体（ＮＰＯ・ボランティア団体等の市民活動団体）及び市（行政）との協働のあり方と推進方策を審議したものです。それに対し、後半は、校区コミュニティ組織それ自体に即して機能強化、行政支援、住民の参加促進の３点からいっそうの活性化方策を審議したものです。

答申は、全体として久留米の「協働のまちづくり」の基本的な方向性について、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体が車の両輪となり、それを市（行政）がサポートする体制づくりをうたっています。合併を意義あるものにするためには、地域の特色を活かした魅力ある久留米市を創造する取組みが大変重要となっています。地域住民と行政が連携し、協働を進めていくことが求められています。そのためには、何よりも、地域の主役となる住民のみなさんが久留米市民として「自分たちの地域は自分たちで創りだす。」という主体性・自立性が必要になっています。

本審議会は、地域の特色を活かし、さらに全市的な一体感を生みだすコミュニティづくりの仕組みについて、地域の現実と市民のみなさんの意向を踏まえて、ここに答申を報告させていただきます。

平成25年1月

久留米市コミュニティ審議会

会 長　古賀　倫嗣

目　次

Ⅰ　校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について・・・ １ページ

１　校区コミュニティ組織との協働の推進について・・・・・・・・・ ３ページ

(1) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について

(2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

２　校区コミュニティ組織の活性化について・・・・・・・・・・ ９ページ

(1) 校区コミュニティ組織の機能強化について

(2) 行政支援のあり方について

(3) 住民の参加促進について

Ⅱ　資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ

１　付属資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ページ

・審議会資料

・久留米市市民活動を進める条例

・久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則

２　審議会に関わる資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51ページ

・ 諮問書（写）

・ 委員名簿

・ 審議会開催状況

・久留米市コミュニティ審議会規則・運営要領

３　参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61ページ

Ⅰ　校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について

１　校区コミュニティ組織との協働の推進について

〈諮問事項〉

(1)　校区コミュニティ組織と市の協働推進について

(2)　校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

1　校区コミュニティ組織との協働の推進について

(1) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について

【現状及び課題】

市は、協働のまちづくりの観点から、校区コミュニティ組織と連携協力して「まちづくり」を進めている。

しかしながら、市職員の協働に関する共通認識が十分でなく、市と校区コミュニティ組織との情報や課題の共有化が不十分である。また、全市的な情報や課題は、市から久留米市校区まちづくり連絡協議会を通じて校区コミュニティ組織へ提供するなどしているが、市は、校区コミュニティ組織からの十分な情報収集ができていない。

このように、情報や課題の共有化が十分でないまま、市は、校区コミュニティ組織に連携協力を求めている状況であるので、校区コミュニティ組織と市が、相互に協働によるまちづくりについて理解を深め、良好で対等な関係や、共通認識化のための仕組みを構築する必要がある。

また、市は、校区コミュニティ組織や自治会、各種住民団体など地域コミュニティ組織の大切さと、地域コミュニティ組織との連携協力がなくては市の多くの業務が成り立たないということを全職員が理解するとともに、各校区に出向いて実態把握に努めるなど、「行動する職員」を育成していく必要がある。

（付属資料 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5）

【答申】

○自治会の組織強化

校区コミュニティ組織の基盤は、自治会である。

校区コミュニティ組織は、活動に関する情報の積極的な発信を行うなど、自治会の組織強化に向けた取組みを継続して支援する必要がある。

市は、校区コミュニティ組織や自治会の役員の高齢化や担い手不足が進んでいること、社会情勢の変化や価値観の多様化により自治会加入促進活動が困難になっていることなど、地域の現状を十分に把握されたい。

○校区コミュニティ組織との情報交換の場

協働によるまちづくりを進めるためには、校区コミュニティ組織は、今日的な共通課題などの情報を活用し、校区の特色にあった地域づくりを主体的に進める必要がある。

市は、様々な地域課題の情報とその解決に向けた行政施策については、校区コミュニティ組織が十分に理解することができるよう、各校区コミュニティ組織との情報交換の場の創出に努められたい。

○校区まちづくり連絡協議会の役割

今後、各校区コミュニティ組織と市が協働のまちづくりを進めるにあたっては、市内すべての校区コミュニティ組織の共通課題の解決を目的とする久留米市校区まちづくり連絡協議会が果たす役割がますます重要となっていく。

そのため、当該連絡協議会は、各校区コミュニティ組織間の情報交換や共通課題の研究に今後も積極的、継続的に取り組むとともに、各校区コミュニティ組織内において市との協働に関する情報が積極的に発信され、十分共有化され、校区全体が活性化するよう取り組む必要がある。

市は、当該連絡協議会からの情報が担当部局から各部局に行き渡るような施策を講じられたい。

○市職員の地域活動参加

市職員の協働のまちづくりに関する認識を向上させるためには、地域活動を通じて地域の課題に直接接することが有効である。市は、職員が地域住民の一員として積極的に地域活動に参加することとなる研修や参加促進につながる取組みを推進されたい。

1　校区コミュニティ組織との協働の推進について

(2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体は、いずれも「ひとづくり」と「まちづくり」等の活動を通じて主体的な取組みを行っている。

校区コミュニティ組織や自治会をはじめとする地域コミュニティ組織も市民公益活動団体も、住民の快適で幸福な生活を望み、それぞれに「住みよい地域社会づくり」の実現をめざしている。

このように、地域社会の各構成員が、その目的に沿って主体的に自らの活動をすすめるとともに、適切な役割分担のもとで、各団体が抱える課題、不足部分、機能などを相互に補完しながら活動を行っていく状態が「まちづくり」の姿である。

しかしながら、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体との間で、相互理解が不足していると感じられる場面が見られるとともに、それぞれの活動においても、相互の日常的な交流、情報及び課題の共有化、連携協力はいまだ活発化しているとは言いがたい。

そこで、市は、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体とが協働事業を行うことによる利点や効果を認識してもらうとともに、それぞれの交流が活発化するための施策を検討していく必要がある。

（付属資料 1-6, 1-7）

【答申】

〇相互交流の機会と場

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体との協働を進めるためには、互いを尊重し、互いを理解することが重要である。

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体は、それぞれが自発的に情報提供を行い、お互いに情報交換を進めるなど、日常的な相互交流が必要である。そこで、各団体は、主体的に情報交換の場に参加し交流を深めるとともに、市は、相互の協力関係構築のために交流の機会と場の創出を進められたい。

〇コーディネート機能

相互の関係構築のためには、コーディネート機能が重要な役割を果たすものである。各団体は、お互いに知り合い、相互連携のきっかけづくりができるよう、主体的にコーディネートを行えるような環境づくりに向けて検討を進める必要がある。また、市は、協働推進によるメリットがより発揮できるよう、効果的なコーディネート体制の構築が進むよう努められたい。

〇協働の手引書

協働事業による互いのメリットや役割分担の重要性等を共有化することで、事業への理解や取組みは促進されるものと考える。そこで、市は、各団体が効果的に協働事業に取り組めるよう、協働の進め方に関するわかりやすい手引書等について、市民との協働により作成するとともに、校区コミュニティ組織、市民公益活動団体をはじめとする様々な団体は、その活用を進める必要がある。

〇支援施策

市は、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体による協働事業が促進されるよう、情報提供、人材育成、活動発表、補助金などの支援施策のさらなる充実を図るとともに、やる気を応援するような活動への支援を検討されたい。

２　校区コミュニティ組織の活性化について

〈諮問事項〉

(1)　校区コミュニティ組織の機能強化について

(2)　行政支援のあり方について

(3)　住民の参加促進について

２　校区コミュニティ組織の活性化について

（1）校区コミュニティ組織の機能強化について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、地域の課題解決や活性化のため各種事業を行っており、多くの校区住民の理解と参加のもと、総合的なまちづくり活動を行うことをめざしている。また、総合的なまちづくり活動を行うため、構成団体である自治会や各種住民団体が相互にネットワーク化に努めている。

総合的なまちづくり活動のいっそうの活性化のためには、校区ごとの課題などの情報を集約・整理し、校区としての目標などまちづくりの方向性を示し、校区住民と共有化する必要がある。

また、ネットワークの核である校区コミュニティ組織の役員会に、校区コミュニティ組織の構成団体である自治会や各種住民団体から多くの参画を得るなど、校区のまちづくりに関する情報や課題の共有化を進めるとともに、後継者育成に努める必要がある。

さらに、多様化・複雑化する課題への対応やいっそうの活性化を図るためには、校区コミュニティ組織の事務局と各種住民団体との役割分担などを検討し、従来からの事業の効率化を図り、新たな視点で課題解決や校区の特色ある事業に取り組む必要がある。

（付属資料１-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12）

【答申】

○校区コミュニティ組織の位置付け

校区コミュニティ組織は、小学校区を基本単位として設置され、校区まちづくり活動を組織的かつ継続的に行う組織である。校区内の住民や自治会、各種住民団体等により構成され、これらのネットワークにより総合的な分野で活性化や課題解決を図っている。

これからの校区コミュニティ組織には、内部組織である部会や、自治会、各種住民団体等構成団体間で、情報や課題の共有化など連携をいっそう強化することで一体感を醸成し、校区の特色を活かしながら自立的に活性化や課題解決を図ることが望まれる。

○役員会の機能

校区コミュニティ組織の中核は、情報や課題を共有化し、方向性などを調整する役員会である。

校区コミュニティ組織の役員会は、部会や構成団体から幅広い参画を得ながら、定例的に情報や課題を共有化し、調整を行い、共通理解が進むよう部会や構成団体へ伝達を行うなど、機能のさらなる充実を図る必要がある。

○事務局の業務分担

校区コミュニティ組織の事務局は、構成団体との連携、調整、支援を行いつつ、校区コミュニティ組織としての一体性を図りながら業務を遂行することが役割である。

構成団体と校区コミュニティ組織事務局の業務上の関わり方は校区により異なるが、校区コミュニティ組織は、事業の効率化を図り、新たな視点による課題解決や校区の特色ある事業に取り組むことができるよう、事務局の業務分担のあり方を検討する必要がある。

○校区まちづくり活動計画

校区コミュニティ組織が校区の特色を活かして活性化を図り、課題を着実に解決していくためには、中期的展望をもって重点項目を選択し、年次的に到達目標を定め、段階を踏みながら取り組むことが効果的かつ効率的である。

校区コミュニティ組織は、校区独自で現実的かつ中期的な「校区まちづくり活動計画」を作成し、校区住民との中期的展望の共有化を図りながら活性化と課題解決に取り組む必要がある。

２　校区コミュニティ組織の活性化について

（2）行政支援のあり方について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、地域の課題解決や活性化に取り組んでおり、市は、その運営や活動に対して支援を行っている。

しかしながら、市の財政的支援が行政目的別かつ団体別であり、対象経費は限定的であるため、校区コミュニティ組織は、新たな課題への対応など柔軟な取組みはできにくい。

また、校区により人口・世帯数や年齢構成、産業構造や地理的条件などが異なるとともに、住民の価値観の多様化などが進むなか、校区ごとに重点的課題が異なっているので、効率的かつ効果的な解決を図るためには、全市的に共通のものとして設計された市の支援に工夫をこらす必要がある。

これからの校区コミュニティ組織には、校区の地域性や特色を活かしたまちづくりの方向性にのっとり、様々な協働の主体との連携を図りながら、積極的に課題解決に取り組んでいくことが求められる。

（付属資料 1-7, 1-11）

【答申】

〇校区コミュニティ組織に対する財政的支援

市は、協働のまちづくりを進めるパートナーである校区コミュニティ組織に対して、様々な財政的支援を行っている。

市は、今日の経済情勢と公金の使途に対して市民の厳しい目が向けられていることを認識し、校区コミュニティ組織に対する既存の財政的支援について、その必要性を十分に検討するとともに、協働のまちづくりがいっそう進むよう、財政的支援のあり方そのものについても検討する必要がある。

検討にあたっては、校区の特色を活かして効果的に課題解決や活性化を図れるよう、校区コミュニティ組織への集約化や活動が活発な校区への重点化、補助金交付申請等の手続きの簡素化などの視点をもって取り組まれたい。

〇校区コミュニティ組織に対する人的支援

校区コミュニティ組織は、校区住民による自主的で自立的なまちづくり活動を行い、もって校区の特色を活かした心豊かで活力のある住みよい地域社会の実現をめざしている。

市は、校区コミュニティ組織が対等な立場で協働のまちづくりを進めるパートナーであることを十分認識し、校区の自主性・主体性を尊重しつつ、市職員が校区まちづくり活動や組織運営に関する実務的・技術的な協力支援を、様々な場面で的確に行うよう努められたい。

２　校区コミュニティ組織の活性化について

（3）住民の参加促進について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、校区まつりやスポーツ大会等の実施を通して、住民同士が親睦を深め、顔見知りになる機会を創出するとともに、校区コミュニティセンターを拠点に、生涯学習活動を通じて教育文化の向上に努めている。

校区コミュニティセンターにおいて、イベント行事やサークル活動は活発に行われているが、校区の課題解決のための「まちづくり」活動の取組みに十分な参加が得られていない場合がある。

そこで、校区コミュニティ組織は、事業を実施する中で、幅広い校区住民へ参加を広げるとともに、意思決定過程への女性の参画を促進し、その構成団体である自治会や各種住民団体とともに、組織運営や校区の課題解決のための活動に必要な役員や担い手の育成に努める必要がある。

なお、「久留米市市民活動を進める条例」では、地域コミュニティ活動への参画、参加及び協力や、校区コミュニティ組織の基盤である自治会への加入を市民の努力義務として規定するとともに、多くの市民が主体的に加入できるような開かれた運営を地域コミュニティ組織の努力義務として規定している。

（付属資料 1-13, 1-14, 1-15）

【答申】

〇幅広い校区住民の参加・参画促進

校区コミュニティ組織は、校区住民からの会費と市の補助金を主な財源として、校区住民に対して一定の責任を有しながら、生活に身近な社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための公共的活動を行う組織である。

校区コミュニティ組織は、その責任に応えるためにも、事業活動の趣旨目的などに限らず、意思決定過程や予算、決算の状況などについて、より多くの校区住民にわかりやすく情報発信を行い、その活動の成果が理解されるよう努める必要がある。

また、組織の運営や活動の担い手として、より幅広い世代が参加・参画できるよう、平素から校区住民の意識や意向を把握し、必要に応じて規則の見直しや運営方法の工夫をしながら、特技や経験、意欲をもって地域で活躍する人材の発掘、後継者などの人材育成、そして女性や若い世代の参画等につながる取組みに努める必要がある。

〇参加・参画促進に向けた支援

市は、校区コミュニティ組織との協働により、より多くの幅広い住民が参加・参画するような運営を行うための指針となる手引書を作成するなど、校区コミュニティ組織に必要な運営や活動のあり方などの適切な情報提供や助言を行われたい。

さらに、市は、自治会加入促進に向けて、行政組織内において自治会活動の重要性や自治会加入の必要性を認識させるとともに、校区コミュニティ組織や自治会と連携を図り活動の魅力を多くの住民へ情報発信するなど、自治会加入の支援に取り組まれたい。

Ⅱ　資　料

１　付属資料

資料1-1

行政と校区コミュニティ組織の情報発信イメージ

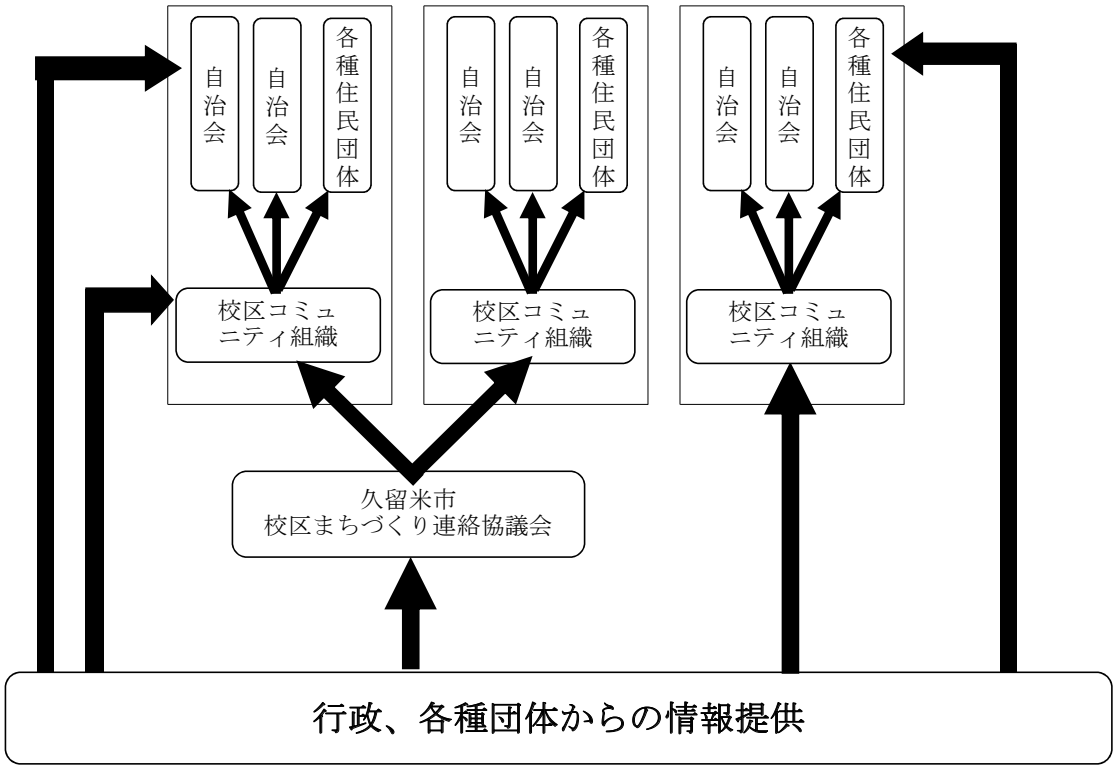

校区事業（補助金）、生涯学習（委嘱学級、補助金、成人式、募集、参加）
環境、防災対策、防犯、人権、交通安全、観光、イベント参加など

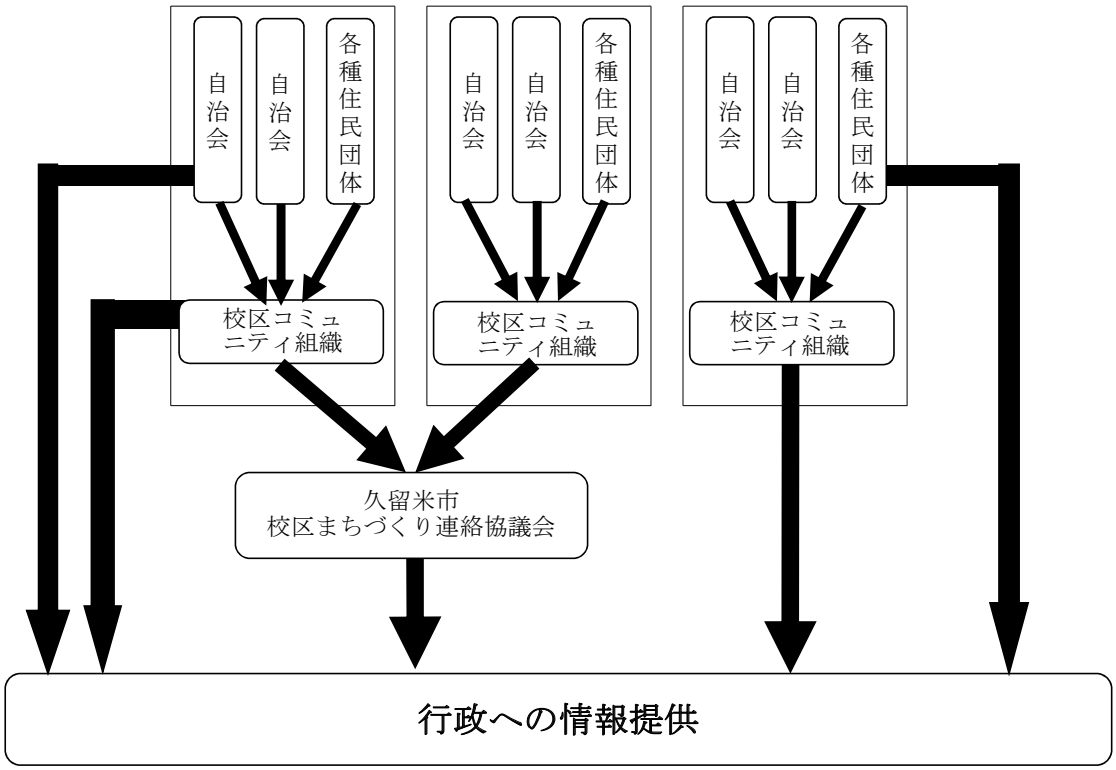

校区だより、実績報告、調査報告、総会資料など

資料1-2

平成23年度　市から久留米市校区まちづくり連絡協議会への報告事項

No.	年月日	会議名	議題
1	平成23年4月20日（水）	第1回校区事務局連絡会議	校区コミュニティ組織運営費補助金について
2	〃	〃	校区生涯学習振興費について
3	〃	〃	委嘱学級交流会について
4	平成23年4月21日（木）	第1回地域連絡部会	緊急時の連絡体制について
5	平成23年5月18日（水）	第2回校区事務局連絡会議	地域担当保健師について
6	〃	〃	講座案内
7	〃	〃	校区コミュニティ組織運営費補助金について
8	〃	〃	生涯学習振興費補助金等について
9	平成23年6月14日（火）	第3回幹事会	地域での防災対策について
10	〃	〃	福岡県公民館大会について
11	〃	〃	LLサークルバンクについて
12	〃	〃	人権のまちづくりコーディネーター講座について
13	〃	〃	２３年度運営費補助金の実地検査について
14	〃	〃	市人権・同和教育研究協議会の負担金について
15	平成23年6月15日（水）	第3回事務局連絡会議	市同研への加入継続のお願い
16	〃	〃	地域での防災対策について
17	〃		２４年度補助金算定に係る事業計画等の提出について
18	〃	〃	校区生涯学習振興事業費補助金について
19	〃	〃	委嘱学級の館外学習について
20	〃	〃	LLサークルバンクについて
21	〃	〃	人権のまちづくりコーディネーター講座について
22	〃	〃	福岡県公民館大会について
23	平成23年6月17日（金）	第2回地域連絡部会	地域での防災対策について
24	平成23年6月22日（水）	第3回理事会	地域での防災対策について
25	〃	〃	LLサークルバンクについて
26	〃	〃	人権のまちづくりコーディネーター講座について
27	〃	〃	久留米市景観賞募集について
28	〃	〃	２３年度運営費補助金の実地検査について
29	平成23年7月12日（火）	第3回幹事会	セーフコミュニティについて
30	〃	〃	校区コミュニティ組織運営費補助金の実施検査について
31	〃	〃	男女共同参画社会～女性の出不足金問題について
32	平成23年7月20日（水）	第4回校区事務局連絡会議	青少年学校外活動について
33	〃	〃	LLサークルバンクについて
34	〃	〃	校区コミュニティ組織運営費補助金支払い等について
35	平成23年7月27日（水）	第4回理事会	セーフコミュニティについて
36	〃	〃	校区コミュニティ組織運営費補助金の実施検査について
37	〃	〃	男女共同参画社会～女性の出不足金問題について
38	平成23年8月17日（水）	第5回校区事務局連絡会議	自主防犯等団体アンケート調査について
39	〃	〃	健康づくり実践優良団体表彰にかかるチラシ等について
40	〃	〃	社会教育関係団体リーダー人権教育研修会等について
41	平成23年8月24日（水）	第5回理事会	市民活動を促進する条例案について
42	平成23年9月14日（水）	第4回市民学習部会	校区委嘱館外学習について
43	平成23年9月21日（水）	第6回校区事務局連絡会議	校区生涯学習振興事業費補助金について
44	〃	〃	北筑後公民館研修会について
45	〃	〃	講演会について
46	〃	〃	委嘱学級（館外学習）時の医療行為の必要な事故発生時の際の連絡体制について
47	平成23年10月11日（火）	第6回幹事会	くるめ光の祭典「ときめきファンタジー」のチラシ・ポスターの掲示について

No.	年月日	会議名	議題
48	〃	〃	土砂災害警戒区域等の設定について
49	〃	〃	「協働力向上セミナー」の開催について
50	平成23年10月20日（木）	第4回地域連絡部会	市民活動を促進するための「条例」骨子について
51	平成23年10月26日（水）	第7回理事会	「協働力向上セミナー」の開催について
52	〃	〃	防犯灯設置費補助金の申請及び電気料金区分の変更について
53	〃	〃	九州新幹線の利用促進について
54	平成23年11月8日（火）	第7回幹事会	久留米市民公開シンポジウムについて
55	平成23年11月16日（水）	第8回校区事務局連絡会議	成人式について
56	〃	〃	校区事務局長研修会について
57	平成23年11月24（木）	第8回理事会	久留米市コミュニティ審議会の設置について
58	〃	〃	市民活動を促進するための条例「骨子」案のパブリックコメント結果について
59	〃	〃	市民活動に関する職員アンケート調査結果について
60	平成23年12月13日（火）	第8回幹事会	交通安全指導員の推薦依頼について
61	平成23年12月21日（水）	第9回校区事務局連絡会議	成人式について
62	〃	〃	研修会について
63	〃	〃	LLサークルバンクについて
64	〃	〃	人権・同和教育研究集会について
65	平成24年1月10日（火）	第9回幹事会	市民活動を進めるフォーラムの開催について
66	〃	〃	平成23年度防犯灯設置費補助交付申請等について
67	平成24年1月18日（水）	第10回校区事務局連絡会議	生ごみリサイクル等について
68	〃	〃	防犯灯設置費補助金について
69	〃	〃	校区コミュニティ組織運営費補助金について
70	〃	〃	委嘱学級について
71	〃	〃	成人式について
72	〃	〃	わがまちリーダー養成講座について
73	平成24年1月25日（水）	第9回理事会	第15回くるめつつじマーチについて
74	〃	〃	市民活動を進めるフォーラムの開催について
75	〃	〃	防犯灯設置費補助金交付申請等について
76	〃	〃	わがまちリーダー養成講座について
77	平成24年2月14日（火）	第10回幹事会	避難支援マップについて
78	〃	〃	新規採用職員研修における地域活動の啓発に関する取り組みについて
79	〃	〃	北部一般廃棄物処理施設建設計画について
80	〃	〃	都市計画マスタープランの作成について
81	〃	〃	防犯灯設置に係る補助について
82	平成24年2月15日（水）	第11回校区事務局連絡会議	校区コミュニティ組織運営費補助金について
83	〃	〃	校区生涯学習振興事業費補助金について
84	〃	〃	わがまちリーダー養成講座について
85	平成24年2月22日（水）	第10回理事会	避難支援マップについて
86	〃	〃	新規採用職員研修における地域活動の啓発に関する取り組みについて
87	〃	〃	都市計画マスタープランの作成について
88	〃	〃	市民活動を支援する制度について
89	〃	〃	九州新幹線久留米駅開業1周年記念イベントについて
90	〃	〃	北部一般廃棄物処理施設建設計画について
91	平成24年3月21日（水）	第12回校区事務局連絡会議	委嘱学級について
92	〃	〃	校区コミュニティ組織運営費補助金について
93	〃	〃	親子クッキング教室について
94	平成24年3月29日（木）	第11回理事会	「いのちのバトン」について
95	〃	〃	みんなで創る地域密着観光事業について
96	〃	〃	市民活動を支援する制度について
97	〃	〃	自治会加入促進の取り組みについて

資料1-3

久留米市校区まちづくり連絡協議会組織図

【目的】

校区コミュニティ組織相互の連携、連絡調整及び情報交換を行うとともに共通課題の研究及び解決に努め、各校区コミュニティ組織の個性を活かしたまちづくり活動の活性化並びに充実を図る

総　会

□構　成
代議員
［各校区代表］

【主な役割】
○事業計画・予算・決算の決定・承認
○会則の制定・改廃
○役員の承認
○運営に関する重要な事項

〈監　事〉

《理事会》

□構　成
各校区代表者
・会　長
・副会長

【主な役割】
○総会に付議する事項の決定
○事業計画の執行
○運営に関する事項
○緊急な案件

《幹事会》

□構　成
・理　事
・部会長

【主な役割】
○理事会に付議する事項の決定
○運営に関する簡易な案件
※部会長は、理事会にも出席する

【校区事務局連絡会議】
□各校区事務局より
□事務部会長、副事務部会長、庶務
・各校区との連絡調整
・行政、他団体との連絡調整　　など

【地域連絡部会】
□各校区担当者
□部会長、副部会長、庶務
・単位自治会の活性化
・自治会加入促進
・自主防災活動など

【市民学習部会】
□各校区担当者
□部会長、副部会長、庶務
・市民学習事業
・文化・学習活動　　など

【事務局】
□事務局職員

資料1-4

久留米市協働によるまちづくり推進調整会議の概要

【目的】

市民と行政の協働によるまちづくりを進めるにあたり、部間連携を進める必要がある施策について、協働の視点でより円滑に推進できるよう、必要な事項を協議する場として久留米市協働によるまちづくり推進調整会議を設置する。

議　長	協働推進部長
委　員	総合政策部総合政策課長
委　員	総合政策部財政課長
委　員	総合政策部行財政改革推進課長
委　員	総務部次長
委　員	総務部人事厚生課長
委　員	市民文化部次長
委　員	健康福祉部次長
委　員	子ども未来部次長
委　員	環境部次長
委　員	農政部次長
委　員	商工観光労働部次長
委　員	都市建設部次長
委　員	都市建設部技術担当次長
委　員	田主丸総合支所次長
委　員	北野総合支所次長
委　員	城島総合支所次長
委　員	三潴総合支所次長
委　員	上下水道部次長
委　員	教育部次長
委　員	議会事務局次長
委　員	議長が別に指名する者

平成17年国勢調査における単独世帯の割合及び高齢化率

（単位：世帯）　　（単位：人）

統計区	一般世帯数	単独世帯	割合	年齢別人口総数	65歳以上	割合
１日吉	2,744	1,459	53.2 %	5,540	1,044	18.8 %
２御井	4,792	2,368	49.4 %	10,723	1,787	16.7 %
３金丸	5,413	2,650	49.0 %	11,797	2,315	19.6 %
４篠山	2,085	993	47.6 %	4,501	775	17.2 %
５南薫	5,497	2,437	44.3 %	12,253	2,197	17.9 %
６合川	6,290	2,626	41.7 %	14,870	2,016	13.6 %
７荘島	2,006	832	41.5 %	4,607	737	16.0 %
８小森野	1,649	614	37.2 %	4,337	564	13.0 %
９東国分	5,354	1,892	35.3 %	13,915	2,443	17.6 %
１０京町	1,966	616	31.3 %	4,882	1,227	25.1 %
１１鳥飼	3,965	1,242	31.3 %	10,566	1,969	18.6 %
１２上津	6,031	1,866	30.9 %	16,025	3,076	19.2 %
１３青峰	1,693	507	29.9 %	4,160	854	20.5 %
１４西国分	5,882	1,731	29.4 %	15,030	2,515	16.7 %
１５長門石	2,706	717	26.5 %	7,105	866	12.2 %
１６津福	4,719	1,227	26.0 %	12,409	2,117	17.1 %
１７南	6,286	1,595	25.4 %	16,494	3,297	20.0 %
１８山川	2,209	495	22.4 %	6,535	1,088	16.6 %
１９宮ノ陣	3,441	662	19.2 %	10,467	1,856	17.7 %
２０高良内	3,298	552	16.7 %	10,239	1,737	17.0 %
２１荒木	4,186	689	16.5 %	12,982	2,856	22.0 %
２２安武	1,956	315	16.1 %	6,207	1,491	24.0 %
２３大橋	613	98	16.0 %	2,119	559	26.4 %
２４善導寺	2,451	386	15.7 %	7,617	1,628	21.4 %
２５大善寺	2,677	397	14.8 %	8,155	1,359	16.7 %
２６田主丸	5,775	786	13.6 %	20,664	5,242	25.4 %
２７三潴	4,712	633	13.4 %	15,542	3,321	21.4 %
２８城島	4,027	515	12.8 %	13,658	3,129	22.9 %
２９北野	5,092	587	11.5 %	17,298	3,494	20.2 %
３０山本	949	109	11.5 %	3,221	937	29.1 %
３１草野	715	65	9.1 %	2,516	672	26.7 %
総数	111,179	31,661	28.5 %	306,434	59,168	19.3 %

資料：平成17年国勢調査 統計区別世帯の家族類型（16区分）別一般世帯数
資料：平成17年国勢調査 統計区・年齢（５歳階級）別人口
※単独世帯の割合が、高い順に並べた。
※平成17年国勢調査では、旧四町地域において統計区が小学校区ごとに区分されていなかった。

資料 1-6

協働データベース:ホームページリンク集

1．校区コミュニティ組織等（久留米市ホームページ）

→ ◆校区コミュニティ組織について
校区コミュニティ組織とは何かについて記載しています。
http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2140chiikikatsudo/3010community/kouku_saihen.html

→ ◆市のホームページから『久留米市校区まちづくり連絡協議会ホームページ』へのリンク
久留米市内の各校区コミュニティ組織の連絡協議会においてホームページが作成されています。各校区のまちづくり組織の概要、まちづくり活動例、まちづくり Q&A 等が掲載されています。
http://www.kurume-machi.info/index.html

2．えーるネット

→ ◆えーるピア利用団体や校区コミュニティ組織の情報掲載
※生涯学習や男女共同参画に取り組む団体の情報が充実しています。
http://kurume.genki365.net/

3．久留米ボランティア情報ネットワーク

→ ◆久留米市が運営する市民活動団体の情報検索サイト
久留米市内の NPO 法人、ボランティア団体などの市民活動に取り組む団体について団体情報、活動情報、募集情報等を掲載しています。また、登録制のメールマガジン「えぬぴおーれ」のバックナンバー（市内を中心にした団体主催のイベント・助成金情報を掲載）なども掲載しています。
http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2060volunteer/3010network/index.html

4．久留米市市民活動サポートセンター情報

→ ◆久留米市が設置した市民活動に関する情報発信、作業、交流施設（中間支援施設）「久留米市市民活動サポートセンター（愛称： みんくる ）」の指定管理者によるページ
みんくるに持ち込まれた、市民活動団体のチラシがＨＰからダウンロードできます（各団体イベントチラシ）。
※「月刊みんくる」：みんくる発行の広報紙（毎月発行）
http://sc.kcso.jp/index.html

5．全国特定非営利活動法人情報の検索

→ ◆認証を受けた特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の情報検索サイト（内閣府）
https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html

6．福岡県 NPO・ボランティアセンターホームページ

→ ◆福岡県新社会推進部社会活動推進課のホームページ
県が認証した特定非営利活動法人のデータベースや、協働事例集が掲載されています。
http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/

市行政の支援施策について

補助金等の名称 部局名	キラリ輝く市民活動活性化補助金 **【平成 24 年度新規事業】** 協働推進部 平成 24 年度予算：50,000 千円
対象事業等	○補助対象事業 （１）活動推進部門　10 千円以上 300 千円以下 （２）協働推進部門　300 千円超（予算の範囲内） （補助率 1/2・2/2）
補助金等の内容 【交付対象】	○目的 市民活動の安定的・継続的な運営と活性化を図り、市民のみなさんとの協働によるまちづくりを推進することを目的とした補助金です。 ○補助の対象となる経費 以下の３つのテーマに該当し、事業要件を満たす事業 地域でできる①思いやり活動、②安全安心活動、③賑わい創造活動 要件：市内で実施、市の施策推進に合致、市民の参加、継続的な計画、他の補助金の対象となっていない事業など 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費 ※項目ごとに対象外となるものがあります。 ○対象外経費 人件費、食糧費、事務所運営費、修繕費、工事請負費、財産の取得費など 【交付対象：地域コミュニティ組織、市民公益活動団体 （一定の要件があります）】

資料 1-8

校区コミュニティ組織の規約における目的や基本方針、事業計画の活動方針の状況

1　規約の目的の規定（46 校区規約から）

(1)　共通的表現

表　　現	校区数
校区の総合的なまちづくりひとづくり	45
会員、構成団体相互の協調・連帯促進	43
明るく住みよい安全安心な地域社会の形成	43

(2)　事例

A校区	委員会は、**会員相互の協力・協調**のもとに、A校区の**総合的なまちづくり並びに人づくり**と**各種団体の連携・連帯**を推進し、その活動拠点として校区コミュニティセンターを整備することにより、**明るく住みよい安全な地域社会の形成**に寄与することを目的とする。
B校区	会は、**会員相互の協力・協調**のもとに、**歴史と文化と自然環境に恵まれた**B校区の特色を生かし、会員一体となって生き生きとした明るい住みよい**総合的なまちづくり**や福祉及び**郷土産業振興**に取り組むとともに、**人づくり、まちづくり**の拠点である校区コミセンを設置し、校区の活性化を図ることを目的とする。
C校区	本会は、**会員相互の協調・連携**のもとに、C校区の**総合的なまちづくり及び人づくり**並びに**各種団体の協調・連携**を推進し、校区内の自治会の健全な発展を図り、**明るく住みよい、安心・安全な地域社会の形成**に寄与することを目的とする。

2　規約の基本方針の規定（46 校区規約、校区コミュニティセンター管理運営規程から）

(1)　共通的表現

表　　現	校区数
非営利、政治的・宗教的中立	30

(2)　事例

D校区	協議会は、**組織の中立性の確保**並びに会員の権利及び利益を確保するために、次の行為をしてはならない。 (1)　もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に会の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。 (2)　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 (3)　特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持すること。 (4)　協議会の保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律第３条に規定する基本理念に反する管理等を行うこと。

３　事業計画の活動方針の規定（46 校区の H24 総会資料から）

(1)　共通的表現

表　現	校区数
各団体等との連携強化	36
教養・文化・スポーツ活動の促進	35
防犯・防災等生活環境の充実	31
地域福祉活動の強化	29
住民相互の連帯感の醸成	29
青少年の健全育成強化	25
環境美化、保全への取組み	19
人権啓発の推進	12
行政機関、学校等との連携強化	10
役員会の定例化	9
自治会加入促進	6
コミュニティセンター施設利用促進	5
ボランティア団体等への支援・協力	5

(2)　事例

Ｅ校区	地域の皆様や**行政機関・学校、諸団体と連携を強化**し、**防犯・防災等生活環境の充実**、**地域福祉・人権啓発の増進**、**青少年の健全育成の強化**、**文化スポーツ活動の促進**、**住民相互の連帯感の醸成**を図ってまいります。
Ｆ校区	地域住民が住みやすい環境づくりを進めるため、**ボランティアなどの活動を支援**します。
Ｇ校区	自治会未加入世帯に対する、**「自治会加入」を行政とともに強力に推進**する。
Ｈ校区	**気軽に利用でき、親しまれるコミュニティセンターの実現**。
Ｉ校区	将来のまちづくりを見据え、校区全体の現状・課題を把握するため、校区だより発行や**役員会・各部会を定期的に開催**し、校区の情報共有に努めます。
Ｊ校区	**会員相互の協力・協調**の下に**校区の総合的なまちづくりと各種団体の連携・連帯を推進**することにより、明るく住みよい地域社会に役立つために、会員皆様の生活に深く根ざした事業運営を民主的に、かつ永続的に校区の発展に寄与することを主眼に個性あるまちづくり活動に努めてまいります。そして**久留米市行政との協働を積極的に推進**することが大切です。
Ｋ校区	**行政との協働**のもと、**久留米市校区まちづくり連絡協議会、各団体等及び関係機関相互の協調・連携を強固**にするため、校区まちづくり振興会会議における情報交換により情報を共有し、コミュニティセンター（事務局）を拠点とした事業の効率的・効果的な推進を図る。
Ｌ校区	**久留米市校区まちづくり連絡協議会とＬ校区まちづくり振興会及び各種団体との情報の共有化の推進**。

資料 1-9

平成 23 年度　校区コミュニティ組織の役員会等の状況

1　役員数（46 校区役員名簿から）

区　　分	会　長	副会長	会　計	理事等	監　事	計
46 校区計	46	97	21	836	85	1,103
【　平　均　】	1.00	2.11	0.46	18.17	1.85	23.98

2　役員会の状況（総会資料、校区だよりから）

(1)　役員会又はこれに準ずる組織の数

役員会又はこれに準ずる組織の数	1 組織	2 組織	3 組織
校　　区　　数	16	26	4

※例：三役会（12 回）の後に役員会（12 回）、役員会の後に理事会（12 回）開催

(2)　役員会の名称および開催頻度

区　分	年 1～2 回	年 3～6 回	年 7～9 回	年 10～11 回	年 12 回	年 12 回以上	計
会長・副会長会			1		1		2
三役会	2	1	1	3	2	1	10
五役会	1						1
執行委員会					1		1
常任委員会	1	1					2
常任理事会	1	1		1	2	1	6
役員会	1	4	9	2	9	8	33
理事会	3	3	2	2	1	1	12
幹事会		1			1		2
運営委員会	1	2	1				4
企画調整会議				1			1
部長会		1					1
正副部長・班長会				1			1
校　区　数	10	14	14	10	17	11	76

３　役員の組織内における兼職の状況（46 校区役員名簿から、重複あり）

区　　分	会　長	副会長	会　計	理事等	監　事
自治会関係	13	15	2	297	
部会関係	1	8	1	260	
地区社会福祉協議会関係	1	3		15	
校区暴力追放推進協議会会長	1			5	
校区学校施設開放運営委員会関係	1			3	
校区青少年育成協議会関係				15	
校区青少年学校外活動支援事業運営委員会関係	1			3	
学童保育所運営委員会関係	2			3	1
共同募金会関係	1			6	
自主防災会会長	1				
民生委員・児童委員協議会関係		2	1	13	
母子寡婦福祉会関係		1		5	
女性の会関係		3		14	1
日赤奉仕団関係		1		4	
校区環境衛生連合会関係		1			
校区人権啓発推進協議会関係		1		13	
子ども会育成会関係				14	1
公民館分館長					1
老人クラブ連合会関係				15	1
交通安全協会関係				13	
防犯協会関係				13	
小学校ＰＴＡ関係				11	
中学校ＰＴＡ関係				11	
消防団分団関係				11	
消防後援会関係				7	
小学校校長				7	
中学校校長				7	
女性防火クラブ関係				6	
体育指導委員関係				5	
委嘱学級関係				3	
献血推進協議会関係				2	

資料 1-10

旧町地域の校区コミュニティ組織設立準備会配付資料（H22 年度）から

新たに設立される校区コミュニティ組織の規約等に関する整理について

1　旧町地域において新たに設立される校区まちづくり振興会（以下「会」という。）が、組織運営上自ら定める規約等は、以下のとおりとします。

(1)規約、　(2)規則、　(3)規程、　(4)要綱、　(5)要領

2　上記の規約等の類別は、以下のとおりとします。

規約等名称	説　　明	例　　示	会長	役員会	総会
(1)規約	会の運営全般に係る最高規範です。内容は会の**運営の基本的事項について**定めるものです。 その改廃は総会の議決を要するものとし、原則として総会出席者の過半数の賛成を要するものです。 なお、総会に付議するにあたっては、会長が役員会に付議し、役員会の承認を経ることが必要です。	組織規約	役員会へ付議	承認↓総会へ付議	議決
(2)規則	会長が、会に関する**規約に定められた事項に基づき、業務の運営及びその取扱いについて**定めたものをいいます。 その制定・改廃は会長が役員会に付議し、役員会の承認を経て定めるものです。総会の議決は必要ではありませんが、役員会の承認を経た後の直近の総会において報告する必要があります。	事務局規則 会計規則 事務局職員就業規則 部会設置規則 役員会運営規則	役員会へ付議	承認↓総会へ報告	報告
(3)規程	会長が、**組織上の事務処理手続きその他事務処理上必要な事項について**定めたものをいいます。 その制定・改廃は会長が役員会等に付議し、役員会の承認を経て定めるものです。	センター管理運営規程 慶弔及び褒賞規程 旅費規程 事務局職員給与規程 退職手当支給規程 懲戒規程 職員採用規程	役員会へ付議	承認	
(4)要綱 (5)要領	いずれも**各種事務を行うための一般的な基準や事務職員の業務遂行上必要な細目的事項等、事務処理を行うための基準**を定めたものです。 「要綱」と「要領」の区分としては、まず大綱的な部分を「要綱」で定め、細目的な部分を「要領」で定めるのが通例です。 その制定・改廃は会長が専決し、専決した後の直近の役員会で報告する必要があります。	会計取扱要領 職員採用要領 ○○実行委員会設置要綱 ○○実行委員会事務取扱要領 ○○部会事務取扱要領	専決↓役員会へ報告	報告	

資料1-11

地域コミュニティ組織に交付される市民活動に関する補助金の概要について

○校区コミュニティ組織に交付されるもの

	分　　野	補助金名称	補助金の概要	交 付 先	平成24年度 予　　算 （千円）
1	協働に関する分野	地域情報連絡奨励 補助金	校区コミュニティ組織等が発信する広報紙、地域各種行事等の情報に関する会議や伝達に要する経費に対する助成	校区コミュニティ組織 自治会等の校区単位の連絡協議会	23,034
2	協働に関する分野	まちづくり推進事業費 補助金	個性豊かな地域社会の振興、発展に資することを目的としてまちづくり事業を実施する自治会等に対する助成	校区コミュニティ組織 自治会組織	34,200
3	協働に関する分野	校区コミュニティ 組織運営費補助金	市の規則に基づき登録された校区コミュニティ組織に対し、運営費の一部を助成することにより、組織の安定的な運営を図り、校区住民による自主的自立的なまちづくり活動の振興に寄与するもの	校区コミュニティ組織	491,060
4	協働に関する分野	校区コミュニティ 組織早期定着支援 補助金 【H26年度まで】	平成23年度から新たに設立された旧町の校区コミュニティ組織への財政的支援を行うことにより、校区住民の負担軽減及びコミュニティ組織の事業促進を図り、もって校区住民による自主的で自立的なまちづくり活動の早期定着に寄与することを目的とする。	旧町の校区コミュニティ組織	33,995
5	協働に関する分野	キラリ輝く市民活動 活性化補助金	協働のパートナーである地域コミュニティ組織や様々な市民公益活動団体に対して補助金を交付	地域コミュニティ組織 市民公益活動団体	50,000
6	市民文化に関する分野	校区生涯学習振興 事業費補助金	市民の生活に即した教育・学術及び文化・スポーツ事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進等、校区コミュニティ組織の活動を通じ地域づくりの推進を図るための経費補助	校区コミュニティ組織	26,631
7	市民文化に関する分野	社会人権・同和教育 事業費補助金	校区コミュニティ組織で自主的に人権啓発事業を行うための事業費補助	校区コミュニティ組織	1,150
8	健康福祉に関する分野	ウォーキング事業 補助金	校区等がウォーキング事業を実施するに当たって必要な経費を補助することにより、市民の自主的な健康づくりを推進することを目的とする。	校区コミュニティ組織 旧行政区域（平成24年度まで）	5,200
合　　計					665,270

○自治会又はその連絡協議会に交付されるもの

	分　　野	補助金名称	補助金の概要	交　付　先	平成24年度 予　　算 （千円）
1	協働に関する分野	地域情報連絡奨励補助金 【再掲】	校区コミュニティ組織等が発信する広報紙、地域各種行事等の情報に関する会議や伝達に要する経費に対する助成	校区コミュニティ組織 自治会等の校区単位の連絡協議会	23,034
2	協働に関する分野	まちづくり推進事業費補助金 【再掲】	個性豊かな地域社会の振興、発展に資することを目的としてまちづくり事業を実施する自治会等に対する助成	校区コミュニティ組織 自治会組織	34,200
3	協働に関する分野	事務事業経過措置補助金 【H26年度まで】	コミュニティ制度統一にあたり自治会（区）への支援が一部廃止されることに伴い、自治会活動への影響緩和、校区コミュニティ組織との連携、住民連携事業の推進等に資するため自治会への補助を行うもの	旧町の単位自治会	20,603
4	協働に関する分野	キラリ輝く市民活動活性化補助金 【再掲】	協働のパートナーである地域コミュニティ組織や様々な市民公益活動団体に対して補助金を交付	地域コミュニティ組織 市民公益活動団体	50,000
5	健康福祉に関する分野	ウォーキング事業補助金 【再掲】	校区等がウォーキング事業を実施するに当たって必要な経費を補助することにより、市民の自主的な健康づくりを推進することを目的とする。	校区コミュニティ組織 旧行政区域	5,200
合　　計					133,037

○各種住民団体に交付されるもの

	分　　野	補助金名称	補助金の概要	交　付　先	平成24年度 予　　算 （千円）
1	協働に関する分野	キラリ輝く市民活動活性化補助金 【再掲】	協働のパートナーである地域コミュニティ組織や様々な市民公益活動団体に対して補助金を交付	地域コミュニティ組織 市民公益活動団体	50,000
2	協働に関する分野	久留米市暴力追放推進協議会補助金	日常生活に密着した市民運動を展開する暴力追放推進協議会を助成	久留米市暴力追放推進協議会	6,766 【上記の一部】
3	協働に関する分野	校区人権啓発推進協議会補助金	「人権が尊重されるまちづくり」の実現に寄与することを目的に各小学校区に設立された人権啓発推進協議会に対し、運営費の一部を助成するもの	校区人権啓発推進協議会	9,660
4	市民文化に関する分野	青少年学校外活動支援事業費補助金	土日、平日の放課後、地域における子どもたちの体験活動や家庭教育事業の充実を図るための事業費などを補助	小学校区青少年学校外活動支援事業運営委員会 隣保館 教育集会所	10,105
5	市民文化に関する分野	(財)久留米市体育協会補助金	地域スポーツの振興及び住民の健康増進を図り、校区でのスポーツ大会開催等、スポーツを通した地域づくりの推進を図るための経費補助	財団法人久留米市体育協会	33,334 【上記の一部】
6	市民文化に関する分野	久留米オリンピック補助金	校区単位で参加する久留米オリンピックを開催するにあたり、必要な経費を補助することにより、参加を促進し、市のスポーツ振興を推進することを目的とする。	財団法人久留米市体育協会	5,600 【上記の一部】
7	健康福祉に関する分野	社会福祉協議会補助金	地域福祉の増進に資することを目的として、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会の活動等に要する経費について交付する補助金	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	204,047 【上記の一部】
8	健康福祉に関する分野	民生委員協議会補助金	民生委員児童委員の活動が地域福祉の向上に資するものであり、公益上の必要性に鑑み、民生委員児童委員で組織する久留米市民生委員児童委員協議会の運営等に要する経費について、補助金を交付するもの	久留米市民生委員児童委員協議会	78,010 【上記の一部】
9	健康福祉に関する分野	献血推進協議会補助金	献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受け入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じるため、献血推進協議会を市社会福祉協議会の中に組織させ、その事業の補助を行う。	久留米市献血推進協議会	1,814 【上記の一部】
10	子育てに関する分野	すくすく子育て委員会補助金	地域の子育て支援事業を充実するため、小学校区、地区ごとにすくすく子育て委員会を設置し、地域ニーズに応じた子育てサロンの企画・実施について助成する。	すくすく子育て委員会	4,100

	分　　野	補助金名称	補助金の概要	交　付　先	平成24年度 予　　算 （千円）
11	子育てに関する分野	地域子ども安全対策事業費補助金	地域で活動する子ども見守り隊やパトロール隊へ活動経費の助成を行う。	校区安全パトロール隊	2,200
12	子育てに関する分野	校区青少年育成協議会補助金	校区で健全育成の活動を行う青少年育成協議会等の運営費の助成を行う。	校区青少年育成協議会連絡会議 当該連絡会議を構成する団体	6,991
13	環境に関する分野	環境衛生連合会補助金	各地区の環境衛生団体、連合会等が行う、ごみ減量・リサイクル、河川清掃、廃食用油回収、水質汚濁防止、衛生害虫駆除などの諸活動に対して補助を行っている。	久留米市地区環境衛生連合会 旧町環境衛生連合会	19,904 【上記の一部】
14	環境に関する分野	久留米市内を流れる川を美しくする会補助金	任意団体である「久留米市内の川を美しくする会」が、年３回実施している河川清掃・浄化活動に対して経費補助を行う。	久留米市内の川を美しくする会	898
15	環境に関する分野	環境衛生器具等購入費補助金	旧久留米地域における環境衛生器具（動力噴霧器・肩掛噴霧器）・薬剤の購入に対し補助を行う。	久留米市地区環境衛生連合会	3,690
16	環境に関する分野	分別推進事業費補助金	久留米市の収集計画に対応した分別排出の自主的な推進体制の構築化を図るため、環境衛生連合会に対して補助金を交付し、地域における自主的な分別排出推進活動によるごみ減量・リサイクルを推進するもの	久留米市地区環境衛生連合会 旧町環境衛生連合会	22,340
17	教育に関する分野	食育啓発促進事業費補助金	学校・地域及び家庭が連携した運動を展開し、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図ることができるように、ＰＴＡに対し助成を行う。	食育推進委員会	500
18	教育に関する分野	人権・同和教育研究費補助金	学校と地域が連携し、地域主体の人権教育・啓発を推進するため、１７中学校区の「人権のまちづくり」推進協議会に対し補助金を交付する。	人権のまちづくり推進協議会 人権のまちづくり推進委員会	7,110
合　　計					467,069

自治会等の位置付けについて

■　**コミュニティとは**【久留米市コミュニティ審議会答申書（平成 21 年 2 月）より】

同じ地域に住む人々がお互いに支えあいながら協力して、明るく住みよい、安全で安心な地域社会をつくっていこうとする地縁による団体であり、自発的・自律的な団体である。

■　**自治会とは**

○　地縁的結びつきから発生し相互扶助を行いながら、地域住民自身が定めた約束事によって運営されてきた自主的・自立的な住民自治組織

【久留米市コミュニティ審議会答申書（平成 21 年 2 月）より】

○　地域の自治を担う組織として基礎的かつ包括的な存在

【まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）より】

○　校区コミュニティ組織の基盤をなす地縁に基づく団体

【まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）より】

○　自治会活動の８つの代表的機能【まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）より】

①　親睦機能・・・・・・運動会、祭りなど
②　相互扶助機能・・・・地域ぐるみの子育て、青少年の健全育成、独居老人の世話など
③　生活防衛的機能・・・防犯灯の維持管理、防犯、防災（防災組織の運営）、交通安全活動など
④　環境整備機能・・・・河川や道路の清掃などの環境美化活動
⑤　行政補完機能・・・・行政情報の伝達、公共事業の協力など
⑥　要望・要求機能・・・行政等への陳情・要望など
⑦　総合調整機能・・・・各種団体や住民相互の意見の調整など
⑧　生涯学習機能・・・・各種サークルの育成、各種講座、勉強会の手配など

■　**自治会長とは**【まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）参考】

○　自治会の代表者であり、全体の責任者。地域のまとめ役として、他の役員や住民がそれぞれの立場で十分力を発揮できる環境づくりを行い、「多くの人の関わりによって組織の活動を活発にしていく」といった、重要な働きかけをすることが求められる。

○　扇にたとえると、その要に位置し、上下関係ではなく「役割分担」を行う関係

役割

①　自治会を総括する責任者
②　対外的に自らの自治会の意思を伝える代表者
③　他の役員や住民が十分力を発揮できる環境づくり
④　自治会内の様々な課題解決への全体的な指導及び助言

資料 1-13

校区コミュニティ組織において自治会が果たしている役割

①会員の加入と会費

○自治会への加入が、校区コミュニティ組織への加入につながる。

○校区コミュニティ組織の会費は、自治会費とあわせて集約されている場合が多い。

②情報の伝達

○校区コミュニティ組織の情報は、自治会を通じて校区住民に伝達されている。

○地域の様々な情報についても自治会を通じて集約され、役員会等で校区コミュニティ組織に伝達されている。

③人材の選出

○校区コミュニティ組織が様々な事業を実施するには、その担い手となる多くの人材が必要となる。

○その人材の選出（推薦）に自治会は重要な役割を担っている。

④ネットワーク機能の形成・強化

○地域コミュニティ組織が活性化するためには、ネットワーク機能の形成・強化が不可欠である。

○ネットワークの形成・強化には、自治会内での近所づきあいや様々なコミュニケーションが重要な役割を果たしている。

⑤活動への参加

○校区コミュニティ組織及び各種住民団体の事業への参加人員の確保には、自治会のネットワークが不可欠ある。

《イメージ図》

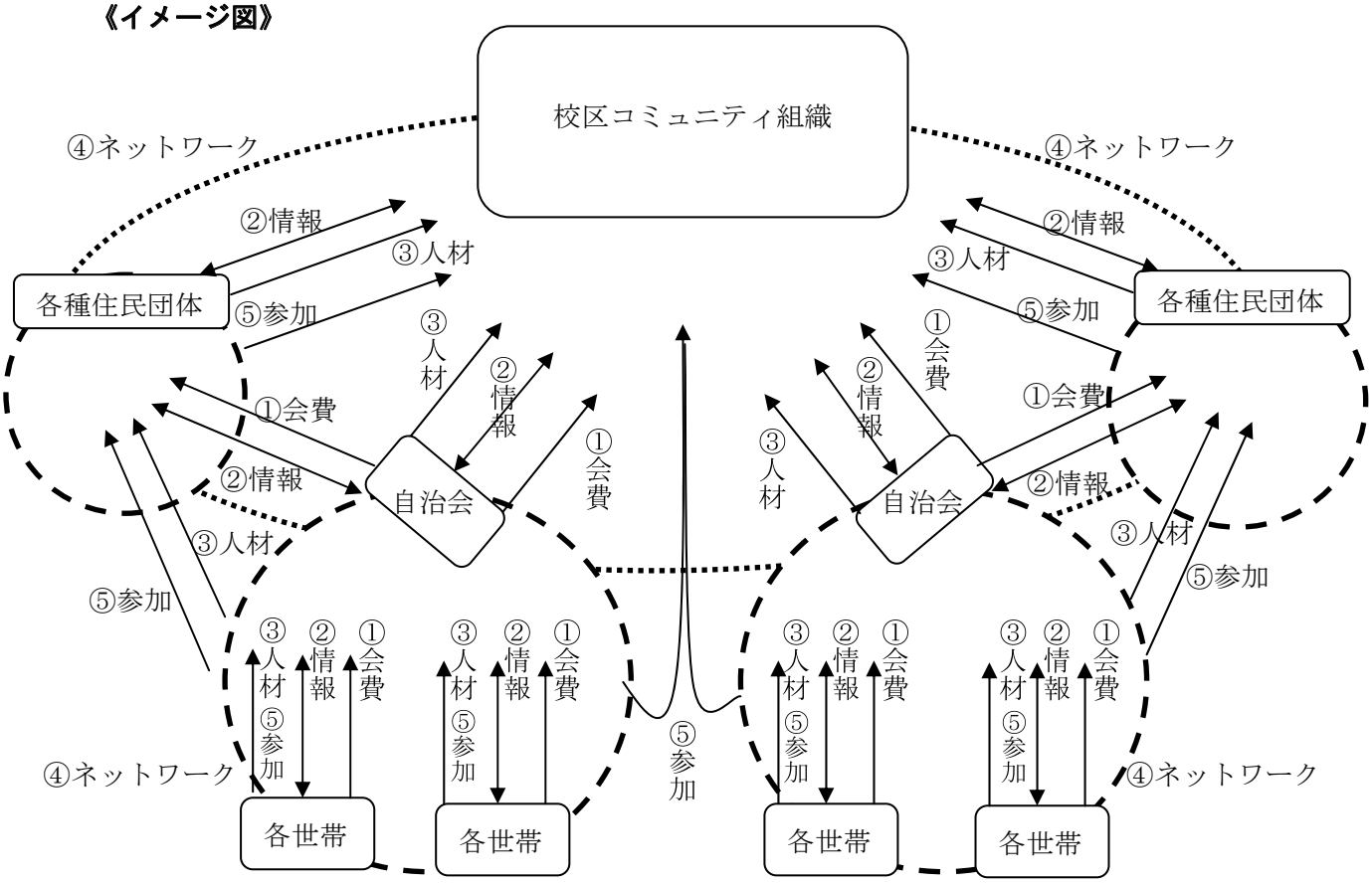

まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）抜粋

○校区コミュニティ組織のあり方

校区コミュニティ組織のあり方としては、次のようなことが挙げられます。

(1)　幅広い校区住民が参画し､校区における代表組織として校区住民から承認されいることが必要です。

(2)　民主的で自律的な組織運営が行われ､より多くの住民の意見を聞き合理的な方法で校区としての意見を集約し、意思決定を行うことが求められます。

(3)　会計処理が適切に行われていることや､組織運営や事業について適切に監査が実施されることなど、透明性が確保されていることも重要です。

(4)　第三者に活動を評価してもらい､校区住民に報告することにより校区内の各種事業計画や活動をレベルアップさせていく仕組みづくりが必要です。

○校区コミュニティ組織の運営

年度当初に事業計画を立て予算案を審議し、会計の透明性を確保するために、会計決算後にしっかりと会計監査を行う必要があります。

そのためには民主的な手続きに基づいて規約や会則を設け、その規約に則って全会員あるいは代表者による総会を開催し、その総会において意思決定がなされることが大切です。

住民の参加意欲が乏しく、活動が沈滞化している状態になると、討議すべき問題を特定の人達だけの了解のもとに処理され、会の運営が不明朗になったりします。規約の中に、役職員の年齢や任期に一定の制限を設けている校区もあります。

また、特に遠方から引っ越してこられた方などには、慣習が分からない場合が多く、規約に基づいて運営することは、慣習により運営するよりもはるかに楽であり明朗で、会員の信頼を得るためにも大切なことです。

○予算の適切な使い方

予算は、校区コミュニティ組織が行う事業に基づいて編成され、会費の額は、運営に必要な予算に基づいて算出されます。予算や事業計画は、今後の会の運営や会員の意識に大きな影響を与えますので、会員の納得を得られるようにしなければなりません。予算編成にあたっては、収入のほとんどが会費であることを考え、公金を扱うという意識をもって、会員の理解を得られるように努める必要があります。

また、予算が適切に執行されるには、会計規則や退職金規則、特別会計規則など、予算支出の根拠となる規定を定めると共に、物品や帳簿類の保管や整理を常に行う必要があります。

決算についても、監査を行い適正に会計処理がなされているか否かを会員に報告しなければいけません。

○　意思決定過程への女性の参画の観点から

平成 23 年度　校区コミュニティ組織の女性役員の状況（役員名簿から）

区　分	正副会長			左記以外の役員			合　　計		
	総数	女性数	比率	総数	女性数	比率	総数	女性数	比率
全市域	143 人	13 人	9.1%	953 人	145 人	15.2%	1,096 人	158 人	14.4%

○　人材発掘の側面から

平成 23 年度　校区まつり等ふれあい連帯のための活動の状況（総会資料から）

区　　分	校区まつり 文化祭等	平　　均	運動会、球技大会 ウォーキング大会 もちつき大会等	平　　均	計	平　　均
旧市域 27 校区	62 件	2.30 件	125 件	4.62 件	187 件	6.93 件
旧町域 19 校区	15 件	0.79 件	53 件	2.79 件	68 件	3.58 件
計	77 件	1.67 件	178 件	3.87 件	255 件	5.54 件

※複数校区の共同事業は 1 件として計算

○　人材育成の側面から

平成 23 年度　委嘱学級の状況（生涯学習振興事業費補助金実績報告から）

区　　分	高齢者学級 女性学級 家庭教育学級等	回　　数	学級生数	のべ出席人数
旧市域 23 校区	57 学級	736 回	1,826 人	15,473 人
平　　均	2.48 学級	32.00 回	79.39 人	672.74 人

○　参加促進のための環境づくりの観点から

平成 23 年度　校区コミュニティセンター開館時間等の状況（利用規定等から）

区　　分	使用開始時間	使用終了時間		
	9:00	21:00	21:30	22:00
旧市域 27 校区	27 校区	6 校区	9 校区	12 校区

※事務局職員の勤務時間：9:00～17:00
※休館日：土曜日、日曜日、祝日、夏期 3～4 日、年末年始 6～7 日

平成 23 年度　校区コミュニティセンター利用の状況（施設利用状況報告書から）

区　　分	主催事業等		施設の提供等	
	回　　数	人　　数	回　　数	人　　数
旧市域 27 校区	8,346 回	213,322 人	23,620 回	342,598 人
平　　均	309 回	7,901 人	875 回	12,689 人

■用語の整理

協働 （さらなる協働推進のために［平成 23 年 1 月］）	地域社会を構成する各主体が、お互いの立場や特性を理解し尊重しながら、対等の立場で、それぞれの役割と責任において、独自に、あるいは、連携・協力して、課題解決や目標達成に取り組むこと。
コミュニティ （久留米市コミュニティ審議会答申書［平成 21 年 2 月］）	同じ地域に住む人々がお互いに支えあいながら協力して、明るく住みよい、安全で安心な地域社会をつくっていこうとする地縁による団体であり、自発的・自律的な団体である。 人々が情報を共有し、信頼関係に立って自分達でルールを作り、自主的な活動が行われている。
市民活動 （久留米市市民活動を進める条例第 3 条第 1 号）	主として市民、市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織が行う不特定多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主役となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動で次のいずれにも該当しないものをいう。 ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とすること。 イ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とすること。 ウ　特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とすること。
市民公益活動団体 （久留米市市民活動を進める条例第 3 条第 2 号）	市民活動を行うことを目的とし、自発的かつ継続的に活動するために形成された団体で次のいずれにも該当しないものをいう。 ア　公序良俗に反する活動を行う団体 イ　暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。） ウ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
地域コミュニティ組織 （久留米市市民活動を進める条例第 3 条第 3 号）	自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織、各種住民団体その他自らの地域を自らが住みよくすることを目的とし、一定の区域に住所を有する者が構成する団体であって、当該団体の構成員が互いに助け合い、かつ、生活していくことで地域課題等を発見し、その課題等を解決することにより、心豊かな生活を送るための活動を組織的かつ継続的に行う住民組織及び団体をいう。

校区コミュニティ組織 （まちづくり活動の手引き［平成 22 年 3 月］）	小学校区を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的かつ継続的に行う総合的なネットワーク型の組織である。
各種住民団体 （まちづくり活動の手引き［平成 22 年 3 月］）	校区環境衛生連合会、校区老人クラブ連合会、消防団分団、防犯協会、子ども会、暴力追放推進協議会、自主防災会など、地域におけるまちづくり活動を推進するために、おおむね小学校区ごとに活動している団体である。 団体によっては、連合組織等を結成し、全市的な活動が行われている場合もある。
校区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ （久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則第 2 条第 4 号）	校区まちづくり活動を実践するための拠点施設である。校区コミュニティ組織が設置し、適切に管理運営している。
自治会 （まちづくり活動の手引き［平成 22 年 3 月］）	自治会は、コミュニティを構成する最小単位であり、校区コミュニティ組織の基盤をなす地縁に基づく団体である。自治会は地域の中核的存在であり、校区コミュニティ組織と自治会は非常に密接な関係にある。 形式的には私的な任意団体であるが、その活動は公的色彩を帯びている。地域の自治を担う組織としての基礎的かつ包括的な存在である。
自治区	久留米市では、地域によって、隣組、班、組などと様々な名称で呼ばれ、隣近所の 10 世帯程度の集まりである。日常生活をするうえで、自然に、ご近所づきあいが発生する最も小さい単位といえる。 久留米市では、この自治区ごとに自治委員が決められ、自治委員を中心に、回覧板の回覧、市広報紙の配布、会費の徴収などが行われている。地域によっては、高齢化などの理由により、自治委員への成り手がなかなかいない状況にある自治区もある。
久留米市校区まちづくり連絡協議会 （久留米市校区まちづくり連絡協議会会則）	校区コミュニティ組織をもって構成され、校区コミュニティ組織相互の連携、連絡調整及び情報交換を行うとともに共通課題の研究及び解決に努め、各校区コミュニティ組織の個性を活かしたまちづくり活動の活性化並びに充実を図ることを目的とする。

市民活動を進める条例第１０条各号に規定する「市の基本施策」に対応する事業一覧【平成２４年度】

※協働推進部事業　一部抜粋

	人材育成	広報支援	情報提供	場の提供	連携・交流	財政支援	その他
市民公益活動団体向け基本施策	○市政パートナー制度 **○協働ガイドブック作成** ○条例チラシ啓発 ○協働に関する出前講座 ○市民活動に関する出前講座 ○市民活動の相談受付 ○ＮＰＯ等に関する出前講座 ○市民活動個別勉強会 ○スキルアップ講座 ○ボランティア講座	○情報紙ジョイナス ○メールマガジン発行 ○ボランティア情報ネットワーク事業（イベント・ボランティア募集情報） ○広報くるめ掲載 ○月刊みんくる発行 ○チラシ・新聞記事等掲示 ○ホームページ運営	○ボランティア情報ネットワーク事業（団体情報） ○メールマガジン発行 ○ホームページ運営 ○チラシ掲示 ○メールマガジン編集 ○ジョイナス編集	○みんくる設置 ○会議室、作業室、交流スペースの提供	○市民活動フォーラム開催 ○メーリングリスト ○みんくる合コン ○市民活動フォーラム受託 ○ボランティア募集やイベント情報の個別収集	**○キラリ輝く市民活動活性化補助金** ○市民活動保険 ○みんくるへの指定管理 ○ＮＰＯ法人化支援 ○助成金情報等提供	○市民活動を進める条例の制定 ○法人化支援（相談・書類作成支援）
地域コミュニティ組織向け施策	○感謝状贈呈 ○校区まちづくり連絡協議会主催の校区事務局職員研修を支援 ○転入者への市民便利帳等配布（自治会加入・地域活動参加促進を記載）	○市公式ホームページでの地域のお祭り記事の掲載 ○市公式ホームページに校区コミュニティ組織公式ホームページをリンク ○地域情報連絡奨励補助	○補助金等説明会 ○校区まちづくり連絡協議会を通じた情報提供など ○校区まちづくり連絡協議会ホームページへの情報提供	○校区コミュニティセンター整備支援 ○校区まちづくり連絡協議会の会議会場として市庁舎会議室を提供	○まちづくり推進事業費補助 ○行政情報伝達業務委託（広報紙） ○校区まちづくり連絡協議会への支援	○校区コミュニティ組織運営費補助 ○校区コミュニティセンター等建築費補助 ○まちづくり推進事業費補助 ○地域情報連絡奨励補助 ○行政情報伝達業務委託(広報紙) ○校区まちづくり連絡協議会助成	○法人化支援（相談・書類作成支援）

※　太字部分は平成 24 年度新規事業

久留米市市民活動を進める条例

【平成２４年４月１日施行】

平成２３年１２月１４日
久留米市条例第３２号

（前文）

わたしたちが暮らす久留米市は、悠久の歴史を持ち、大河筑後川に抱かれた筑後平野という豊かな自然の中で、先人たちのたゆまぬ努力で礎が築かれ、地域の特色を育みながら発展してきました。

わたしたちは、この地域で生きていることを大切にし、この地域の貴重な歴史や自然を守り、魅力ある地域として未来世代に引き継いでいきたいと願っています。

近年の社会環境の変化は、人々の価値観の変化、生活様式の多様化を急速に進めました。その結果、人間関係の希薄化が生じるとともに、福祉、環境、教育等の行政だけでは抱えきれない様々な社会的課題が生じています。それぞれの課題を解決するためには、地域で支えあう力の再生が求められており、地域が自らの責任でその特色にあった地域づくりを進めることが必要となっています。

わたしたち久留米市民一人ひとりは、この地域でみんなと一緒に暮らしていくためには何をすればいいのかを考えるという原点に立ち返り、地域社会における個人の役割を確認することの重要性に気づく必要があります。自らが住みよく、心豊かで人のぬくもりが感じられる暮らしは、互いの人権及び個性を尊重しつつ、思いやりや支えあいの心を持って活動することから始まります。

現在でも市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織、事業者等の個人や団体によって、様々な形で地域による活動が行われています。さらに、それぞれが互いに連携協力して地域が抱える様々な課題等の解決に取り組んで行く動きも見られます。そのような協働による地域づくり活動がより一層推進されることによって、魅力ある地域社会がつくられていきます。

わたしたち久留米市民は、協働による地域づくり活動や市民活動の重要性を再確認し、より多くの市民の参画、参加、又は協力を得て市民活動の活性化を図り、「私たち市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」を築くことを目指します。

（目的）

第１条　この条例は、「私たち市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」の実現に寄与するため、地域社会を構成する市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織及び事業者（以下「各主体」という。）の役割並びに市の役割及び責務を明らかにし、並びに市民活動の基本的な事項を定めることにより、市民活動の活性化を促進することを目的とする。

（基本理念）

第２条　各主体及び市は、次に掲げる事項を旨として市民活動の活性化に取り組まなければならない。

(1)　地域社会における自らの役割を理解し、自らができることを考え行動すること。

(2)　各主体が行う市民活動を尊重すること。

(3)　互いの多様な役割に配慮し、情報を共有し、良好な連携を進めるよう努力すること。

(4)　協働による地域づくりを進めること。

（定義）

第３条　次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1)　市民活動　主として市民、市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織が行う不特定多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主役となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動で次のいずれにも該当しないものをいう。

ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とすること。

イ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とすること。

ウ　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とすること。

(2)　市民公益活動団体 市民活動を行うことを目的とし、自発的かつ継続的に活動するために形成された団体で次のいずれにも該当しないものをいう。

ア　公序良俗に反する活動を行う団体

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

ウ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体

(3)　地域コミュニティ組織　自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織、各種住民団体その他自らの地域を自らが住みよくすることを目的とし、一定の区域に住所を有する者が構成する団体であって、当該団体の構成員が互いに助け合い、かつ、生活していくことで地域課題等を発見し、その課題等を解決することにより、心豊かな生活を送るための活動を組織的かつ継続的に行う住民組織及び団体をいう。

（市民の役割）

第４条　市民は、基本理念にのっとり、地域社会の一員であることを自覚し、各々が責任をもって市民活動に取り組むものとする。

２　市民は、市民活動の担い手として自発的に行動するよう努めるものとする。

３　市民は、地域コミュニティの一員として自らが暮らす地域に関心を持ち、自らの地域のために地域コミュニティ活動へ参画し、参加し、又は協力するよう努めるものとする。

（市民公益活動団体の役割）

第５条　市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、自らが有する専門性、迅速性、柔軟性等の特長を生かし、地域社会が抱える課題等の解決に取り組むものとする。

２　市民公益活動団体は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表（当該団体の情報についての公表が義務付けられている場合も含む。）その他の必要な活動を通じて当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるとともに、市民活動の活性化に取り組むものとする。

（地域コミュニティ組織の役割）

第６条　地域コミュニティ組織は、基本理念にのっとり、地域課題等の解決に取り組むとともに、その活動を通じて地域の活性化に取り組むものとする。

２　地域コミュニティ組織は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表その他の必要な活動を行うことにより、当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるものとする。

３　地域コミュニティ組織は、多様な地域課題等の解決のため、各主体及び市と地域課題等を共有し、相互連携を図ることにより、個性及び魅力ある地域社会をつくるよう努めるものとする。

（地域コミュニティ組織への加入）

第７条　市民は、第４条の規定による取組を達成するため及び前条の規定による取組が達成されるよう、その居住する形態にかかわらず地域コミュニティ組織の基盤である自治会に加入するよう努めるものとする。

２　地域コミュニティ組織は、前条の規定による取組を達成するため、多くの市民が主体的に加入できるよう開かれた運営に努めるものとする。

（事業者の役割）

第８条　事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として市民活動が地域社会に果たす役割を理解し、市民活動の活性化のために自発的に参画し、参加し、又は協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、保有する自らの資源を活用し、地域社会の発展に自らの特性を活かし

て貢献するよう努めるものとする。

（市の役割及び責務）

第９条　市は、基本理念にのっとり、市民活動の活性化のために必要な施策を実施しなければならない。

２　市は、市民活動に関する職員の意識の向上を図り、市民活動の重要性の認識を深めるとともに、必要な体制整備を行わなければならない。

（市の基本施策）

第１０条　市は、次の基本施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(1)　市民活動を行う人材育成の支援

(2)　市民活動に関する広報の支援

(3)　市民活動に関する情報の提供

(4)　市民活動に関する場の提供

(5)　市民活動の連携及び交流の支援

(6)　市民活動に関する財政的な支援

(7)　前各号に掲げるもののほか、市民活動の活性化に関し必要な事項

附　則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則

【平成１９年１０月１日施行】

平成１９年９月２８日
久留米市規則第４９号

（目的）

第１条　この規則は、校区住民による自主的で自律的なまちづくり活動を振興するため、校区コミュニティ組織の登録に関する基本的な事項を定め、もって校区の特色を生かした豊かで活力のある住み良い地域社会の実現に資することを目的とする。

（校区コミュニティ組織）

第２条　この規則において「校区コミュニティ組織」とは、小学校区（久留米市立小中学校の通学区域に関する規則（平成１７年久留米市教育委員会規則第２５号）に規定する小学校の通学区域のことをいう。以下同じ。）を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための活動（以下「校区まちづくり活動」という。）を組織的かつ継続的に行う組織で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

(1)　同一小学校区に居住する者並びに各種まちづくり活動を行う公共的団体等及び事業所等（以下「校区住民等」という。）で構成されていること。

(2)　校区住民等において校区まちづくり活動に関する情報の共有化を図るとともに、校区まちづくり活動に関する基本方針及び各種計画を総合的に調整し、その実現を目的とした活動が行われていること。

(3)　非営利並びに政治的及び宗教的に中立であることを基本方針とした運営がなされていること。

(4)　校区まちづくり活動を実践するための拠点施設として、校区住民等が相互に交流する場である校区コミュニティセンターを設置し、適切に管理運営が行われていること。

（校区コミュニティ組織の登録）

第３条　校区コミュニティ組織として登録しようとするもの（以下「登録申込団体」という。）は、校区コミュニティ組織の登録申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　校区コミュニティ組織の規約又は会則（以下「規約等」という。）

(2)　校区コミュニティ組織の役職員名簿及び組織機構図

(3)　校区コミュニティセンターの用に供する建物の名称、土地及び建物の面積を記載した書面及び平面図並びに校区コミュニティセンターの管理運営規則

(4)　校区コミュニティ組織の代表者並びに事務局職員の履歴書等の写し

２　前項第１号の規約等には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1)　設置目的

(2)　校区コミュニティ組織の名称
(3)　総合的な校区まちづくり活動の内容
(4)　事務所の所在地
(5)　役員及び会員に関する事項
(6)　総会等に関する事項
(7)　会計に関する事項
(8)　前各号に掲げるもののほか、校区コミュニティ組織の運営に関する事項
（平２３規則２１・一部改正）

（登録からの排除対象者）
第４条　市長は、この規則により校区コミュニティ組織を登録するに当たって登録申込団体の代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録からの排除対象者（以下「排除対象者」という。）として登録をしないものとする。
(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
（平２３規則２１・追加）

（登録の適否の決定）
第５条　市長は、第３条第１項の規定による申請があった場合において登録申込団体が第２条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めたときは、当該登録申込団体を校区コミュニティ組織として登録するものとする。ただし、前条の排除対象者であることが確認できたときは、登録の申請を却下するものとする。
２　前項の規定により登録された校区コミュニティ組織は、その登録の申請の内容に変更があったとき、又は解散したときは、校区コミュニティ組織の登録事項変更届出書（第２号様式）に、第３条第１項各号に掲げる書類のうち変更後に係るものを添えて、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
３　市長は、前項に規定する変更の届出があった場合において、校区コミュニティ組織の代表者が排除対象者であることが確認されたときは、当該校区コミュニティ組織の登録を抹消するものとする。
４　市長は、校区コミュニティ組織の代表者が第１項の規定による登録後又は前項の規定による変更の届出後に排除対象者であることが確認できたときは、校区コミュニティ組織の登録を抹消するものとする。
（平２３規則２１・一部改正）

（登録による援助及び報告の義務）
第６条　市長は、校区住民等による校区まちづくり活動を促進するために、登録され

た校区コミュニティ組織に対し、情報の提供、財政的援助等予算の範囲内で適切な施策を実施するものとする。

２　登録された校区コミュニティ組織は、毎年度初めに当該年度の事業計画書、収支予算書及び前年度の事業実績報告書、収支決算書並びに活動資料その他校区まちづくり活動に関する書類を市長に提出しなければならない。

３　市長は、校区コミュニティ組織の適正な運営を図るため、前項に掲げるもののほか、必要な範囲において校区コミュニティ組織に報告又は関係資料の提出を求めることができる。

（平２３規則２１・旧第４条繰下）

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、校区コミュニティ組織の登録に関し必要な事項は、別に定める。

（平２３規則２１・旧第５条繰下）

附　則

この規則は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則(平成２３年３月１６日規則第２１号)

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）　略

第２号様式（第５条関係）　略

２　審議会に関わる資料

資料 2-1

23　地域 第 743 号

平成 24 年 3 月 28 日

久留米市コミュニティ審議会

会長　古賀 倫嗣　様

久留米市長　　楢　原　利　則

校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について（諮問）

久留米市では、「個性・魅力・活力ある中核都市・くるめ」を目指して、市民一人ひとりが輝き、多様な市民活動が連帯するまちを実現するため、市民との協働を基本に、これまで小学校区を単位とした地域主体のまちづくりを進めてまいりました。平成 23 年 4 月には、市内のすべての小学校区で校区コミュニティ組織が設立されたところです。

また、本年 4 月から「久留米市市民活動を進める条例」が施行され、市民活動に関する基本理念のほか、地域コミュニティ組織の役割や市の役割などが明確になります。今後、校区コミュニティ組織においては、地域課題等の解決に取り組むとともに、その活動を通じた地域の活性化に取り組むことが、今まで以上に重要となってまいります。

そこで、校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について、下記の項目について貴審議会の意見を求めます。

記

1　校区コミュニティ組織との協働の推進について

(1)　校区コミュニティ組織と市の協働推進について
(2)　校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

2　校区コミュニティ組織の活性化について

(1)　校区コミュニティ組織の機能強化について
(2)　行政支援のあり方について
(3)　住民の参加促進について

資料 2-2

久留米市コミュニティ審議会　委員名簿

選出区分	氏　　名	組織・役職名
1号委員 （学識経験者）	古賀（コガ）　倫嗣（ノリツグ）	熊本大学教育学部　教授　副学部長
	満岡（ミツオカ）　誠治（セイジ）	久留米工業大学　工学部　准教授
	古賀（コガ）　桃子（モモコ）	特定非営利活動法人 ふくおかNPOセンター　代表
2号委員 (地域コミュニティ組織の代表者等)	溝口（ミゾグチ）　寛（ヒロシ）	久留米市校区まちづくり連絡協議会　会長
	竹村（タケムラ）　俊文（トシフミ）	田主丸校区まちづくり振興会　会長
	下川（シモカワ）　正春（マサハル）	弓削校区まちづくり振興会　会長
	松田（マツダ）　正也（マサナリ）	城島校区まちづくり創造会議　会長
	有馬（アリマ）　良信（ヨシノブ）	犬塚校区まちづくり振興会　会長
	諸藤（モロフジ）　太助（タスケ）	久留米市校区まちづくり連絡協議会（地域連絡部会） ※第１回審議会まで
	井手（イデ）　和芳（カズヨシ）	同上　　※第２回審議会から
	湊本（ミナモト）　玲子（レイコ）	久留米市校区まちづくり連絡協議会（市民学習部会）
	宇野（ウノ）　恵（メグミ）	久留米市校区まちづくり連絡協議会（事務局連絡会議）
	岡（オカ）　リツ子（リツコ）	久留米市地区社会福祉協議会連合会　会長
	中野（ナカノ）　武則（タケノリ）	久留米市地区環境衛生連合会　会長
	池田（イケダ）　博子（ヒロコ）	久留米市女性の会婦人会連絡協議会　会長
	佐藤（サトウ）　理恵（リエ）	久留米市校区青少年育成協議会連絡会議　（日吉校区）
3号委員 (市民公益活動団体の代表者等)	今村（イマムラ）　勲（イサオ）	特定非営利活動法人 久留米市民活動支援機構　代表理事
	古賀（コガ）　慶子（ケイコ）	特定非営利活動法人 栄養ケア・ちっご　（理事）
	村井（ムライ）　麻木（マキ）	ツインズクラブ久留米　代表
4号委員 （市職員）	吉丸（ヨシマル）　太（フトシ）	協働推進部　次長
	佐藤（サトウ）　光義（ミツヨシ）	市民文化部　次長
	伊﨑（イザキ）　より子（ヨリコ）	協働推進部　男女平等政策課　課長
5号委員 (市長が特に必要と認める者)	岩嵜（イワサキ）　和子（カズコ）	久留米人権擁護委員協議会　会長 ※第４回審議会まで
	江良（エラ）　猛（タケシ）	同上　　※第５回審議会から
	古沢（フルサワ）　美恵子（ミエコ）	久留米市社会福祉協議会　常務理事 ※第１回審議会まで
	吉田（ヨシダ）　裕子（ヒロコ）	久留米市社会福祉協議会　事務局長 ※第２回審議会から
	髙山（タカヤマ）　美佳（ミカ）	みどりの里づくり推進委員会　委員

（敬称略）

資料 2-3

久留米市コミュニティ審議会　開催状況

会議名	開催日	内　容
第１回審議会	平成 24 年 3 月 28 日（水）	(1)審議会の進め方について ①久留米市コミュニティ審議会運営要領（案）について ②調査・審議事項およびスケジュールについて (2)校区コミュニティ組織に関する課題等について ①久留米市の校区コミュニティ制度 ②校区コミュニティ組織の課題
第２回審議会	平成 24 年 5 月 8 日（火）	(1)第１回審議会について ①会議録等の作成及び公開について (2)校区コミュニティ組織と市の協働推進について
第３回審議会	平成 24 年 5 月 29 日(火)	(1)第２回審議会について (2)校区コミュニティ組織と市の協働推進について ①答申骨子（案）について (3)校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について
第４回審議会	平成 24 年 6 月 19 日(火)	(1)第３回審議会について (2)校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について ①答申骨子（案）について
第５回審議会	平成 24 年 7 月 24 日（火）	(1)第４回審議会について (2)校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について ①中間答申（案）について (3)校区コミュニティ組織の機能強化について
第６回審議会	平成 24 年 8 月 21 日（火）	(1)第５回審議会について (2)校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について ①中間答申（確認）について (3)校区コミュニティ組織の機能強化について ①答申骨子（案）について (4)行政支援のあり方について
第７回審議会 中間答申手交式	平成 24 年 9 月 18 日（火）	(1)第６回審議会について (2)行政支援のあり方について ①答申骨子（案）について (3)住民の参加促進について 久留米市コミュニティ審議会中間答申
第８回審議会	平成 24 年 10 月 23 日(火)	(1)第７回審議会について (2)住民の参加促進について ①答申骨子（案）について

会議名	開催日	内　容
第９回審議会	平成 24 年 11 月 20 日（火）	(1)第８回審議会について (2)校区コミュニティ組織の活性化について 　①答申（案）について (3)最終答申（構成案）について
第 10 回審議会	平成 24 年 12 月 27 日（木）	(1)第９回審議会について (2)答申書（案）について (3)第１０回審議会に関する議事録の確認について (4)答申書の手交について
答申書手交式	平成 25 年 1 月 29 日（火）	久留米市コミュニティ審議会答申

資料 2-4

久留米市コミュニティ審議会規則

平成２４年1月３１日
久留米市規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和３３年久留米市条例第８号)第３条の規定に基づき、久留米市コミュニティ審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じて、校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について調査審議し、意見を答申するものとする。

（組織）

第３条　審議会は、委員２５人以内で組織する。

２　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

３　会長は審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　地域コミュニティ組織の代表者等

(3)　市民公益活動団体の代表者等

(4)　市職員

(5)　前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

２　市長は、審議会に対し諮問することを必要と認めるときは、その都度、審議会の委員を任命し、又は委嘱するものとする。

３　委員は、審議会が市長の諮問に係る第２条の事務を終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前の会議は、市長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決する

ことができない。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、協働推進部において処理する。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成２４年２月１日から施行する。

資料 2-5

久留米市コミュニティ審議会運営要領

（趣旨）

第１条　久留米市コミュニティ審議会（以下「審議会」という。）の運営及び事務取扱いを円滑にするため、久留米市コミュニティ審議会規則（平成 24 年 1 月 31 日 久留米市規則第 2 号）第 7 条に基づき、この要領を定めるものとする。

（会議の通知）

第２条　会長は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（会議録）

第３条　審議会の会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

(1)　開催年月日時

(2)　出席委員及び欠席委員の氏名

(3)　議案に関する議事及び議決の状況

(4)　議案及び関係資料

(5)　その他審議会が必要と認める事項

２　前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確になるよう作成し、審議会の会議において、又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとする。

（会議の公開及び傍聴定員）

第４条　審議会の会議は、公開とする。

２　審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。

３　傍聴定員は、会場の都合等によりその都度会長が定める。また、傍聴者多数の場合は、抽選とする。

（会議資料の配付）

第５条　審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

（秩序の維持）

第６条　傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

２　傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
３　危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

（会場からの退去）
第７条　会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をする　ときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

（会議の非公開）
第８条　久留米市情報公開条例第32条第１項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。
２　会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
３　会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、傍聴者を会場から退去させるものとする。

（補則）
第９条　この要領に規定のない事項は、その都度定める。

附　則
この要領は、平成24年3月28日から施行する。

３　参考資料

（1） 久留米市の校区コミュニティ制度

① 久留米市のコミュニティの姿

久留米市内には、約 660 の自治会・町内会・区等の名称の自治会があり、環境対策活動、地域安全活動、地域福祉活動、親睦活動、青少年育成活動、文化活動、スポーツ活動、伝統行事、広報活動など安全・安心のまちづくりのための自主的な住民活動を実施している。

また、46 の小学校区に校区コミュニティ組織が設立されており、それぞれ社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の、自らの地域を自らが住みよくするための活動を行っている。

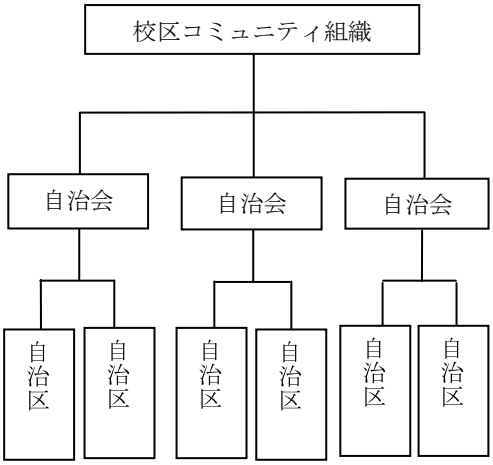

人　　口	３０２，３３３
世　帯　数	１２２，５６８
小学校数	４６
自治会数	６５６
自治区数	７，８８０

（H24.4.1 現在）

② 久留米市のコミュニティの枠組み

旧市のコミュニティ施策は、昭和 56 年に策定された久留米市総合計画の中で明確に打ち出されている。この計画の中で、コミュニティとは、「市民が毎日の生活を営んでいく、くらしの拠りどころである。住民が、豊かな自然環境と地域独自の生活環境をベースとして、快適で、明るく、心が通いあう、活力に満ちあふれた豊かな生活を送るために、地域住民の多様なコミュニティ活動を促進していく」ものとしている。

また、このコミュニティについて、「地域社会の基礎単位はコミュニティであり、コミュニティをよくすることによって、はじめて豊かな地域社会が形成され」、「居住区から校区コミュニティ、さらに久留米地域社会へと拡大・連動していくことによって魅力ある地域社会が創造される」とし、小学校区単位の校区コミュニティの必要性と位置づけを明確にしている。

③　校区公民館制度

久留米市が小学校区をコミュニティの枠組みとして捉える契機となったのが、昭和 42 年以来の校区公民館制度である。

校区公民館は、「校区公民館の登録に関する規則（昭和 42 年 市教委規則第 4 号。平成 22 年 5 月 26 日廃止）」に基づき、小学校区を単位とした地域住民が主体的に組織する校区公民館振興会が設置し、管理運営を行う自主公民館として、27 の全ての小学校区に設置されてきたものである。

④　校区単位の各種住民団体の設立

校区公民館の設置以降、旧市では、単位自治会をコミュニティの基盤としながら、小学校区がコミュニティの枠組みであると認識され、多種多様な地域課題に取り組む各種住民団体も小学校区を単位として組織化されるようになり、校区単位でのコミュニティ活動が展開されてきた。

【旧市で組織化されてきた主な校区内の各種住民団体】

S22 消防団、S25 防犯協会、S28 子供会、S33 環境衛生組合、老人クラブ、S34 婦人会、S36 暴力追放推進協議会、S41 献血推進協議会、S42 校区公民館振興会、S43 校区社会福祉協議会、S45 交通安全協会、S46 共同募金会、S55 婦人防火クラブ、S59 学校施設開放委員会、S60 青少年育成協議会、S61 校区自治会連絡協議会、H14 人権啓発推進協議会、子供安全パトロール、土曜塾運営委員会、すくすく子育て委員会、H18 自主防災会、校区消防後援会 等

⑤　校区公民館から校区コミュニティ組織へ（平成 11 年度コミュニティ審議会答申）

こうした中で、校区内で各種住民団体がそれぞれ独自に活動を展開していくことには課題もあり、平成 11 年度のコミュニティ審議会の答申では、「一つの集団ないし団体のみでコミュニティの範囲全体･全住民を網羅的に把握することは不可能であるということを前提とする。むしろ、活動の目標や内容、構成員の範囲等が異なる様々な集団･団体が存在することの利点を積極的に活かしながら、諸集団･団体相互および個人をネットワーク化することを最も重要な課題」と捉え、校区内のコミュニティ活動･学習活動･その他の自主的活動を網羅する組織の設置を提言、校区内のあらゆる活動主体相互の連携によって総合的なまちづくりを指向する体制とすることの必要性を説いている。

この答申以降、校区公民館振興会や校区公民館組織を再編し、自治会をはじめ各種住民団体などを校区の自主性や主体性をもとにネットワーク化した、より総合的な校区コミュニティ推進組織への移行を進め、平成 17 年から平成 21 年 4 月までに、27 の全ての小学校区において、校区コミュニティ組織が設立された。

⑥　広域合併後のコミュニティ（平成 20 年度コミュニティ審議会答申）

平成 17 年 2 月 5 日には、久留米市及び田主丸町、北野町、城島町、三潴町の旧四町との合併により人口 30 万を超える新しい都市となったが、旧市と旧四町とでは、コミュニティの仕組みが異なっていた。

旧市は、自治会を基盤とし、小学校区を単位とした校区まちづくり活動を推進していたが、旧四町では、市からの委嘱を受けた区長を中心とした区（自治会）単位のまちづくりを進めていた。

そこで、平成 20 年度に、市としての一体性をもったコミュニティの実現に向け、コミュニティ審議会に今後の旧四町のコミュニティのあり方について諮問し、答申を受けた。

答申では、地域住民による主体的なまちづくりと市としての一体感の視点から、旧四町においては、平成 22 年度末をもって区長委嘱を廃止し、平成 23 年度当初に小学校区を単位とした校区コミュニティ組織の設立をめざす方針が出された。

その後、旧四町の各校区では、校区コミュニティ組織の設立に向けた住民主体の取組みが始まり、平成 21 年度の検討会、平成 22 年度の準備会を経て、平成 23 年 4 月には、旧四町の全ての校区（19 校区）において校区コミュニティ組織が設立された。

⑦　校区コミュニティ組織の概要

校区コミュニティ組織は、校区公民館振興会や校区公民館組織を再編するとともに、校区内の自治会や各種住民団体などをネットワーク化したものであり、小学校区の「ひとづくり」と「まちづくり」に取り組む組織である。

会長のほか、校区内の自治会をはじめとする各種住民団体の長等が役員となり、拠点施設や事務局を整備し、生涯学習・社会教育、人権、青少年、環境、福祉、防犯、防災、高齢化などといった様々な地域課題に対応する事業に、校区一体となって取り組んでいる。

校区コミュニティ組織について、久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則（平成 19 年久留米市規則第 49 号。以下「規則」という。）では、次のように規定している。

（校区コミュニティ組織）
第 2 条　この規則において「校区コミュニティ組織」とは、小学校区を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための活動（以下「校区まちづくり活動」という。）を組織的かつ継続的に行う組織で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
(1)　同一小学校区に居住する者並びに各種まちづくり活動を行う公共的団体等及び事業所等（以下「校区住民等」という。）で構成されていること。
(2)　校区住民等において校区まちづくり活動に関する情報の共有化を図るとともに、校区まちづくり活動に関する基本方針及び各種計画を総合的に調整し、その実現を目的とした活動が行われていること。
(3)　非営利並びに政治的及び宗教的に中立であることを基本方針とした運営がなされていること。
(4)　校区まちづくり活動を実践するための拠点施設として、校区住民等が相互に交流する場である校区コミュニティセンターを設置し、適切に管理運営が行われていること。

過去の経緯と規則の規定を踏まえると、校区コミュニティ組織は、自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的かつ継続的に行う小学校区の総合的なネットワーク型の組織であるといえる。

また、校区コミュニティ組織は、情報の共有化を図り基本方針や計画を総合的に調整すること、組織運営が非営利で、政治的、宗教的に中立であることなどを旨として、多くの市民の参加を得て、地域の課題解決と活性化を図ることが役割であるといえる。

校区コミュニティ組織は既存の自治会や各種住民団体のネットワーク型の組織であることから、各分野にわたる校区の課題に対応し、住みよいまちづくりを進めている。

校区コミュニティ組織のネットワークを図示したものが、次ページの図である。

また、校区コミュニティ組織は、徴収する会費の他、各種住民団体に交付される補助金や委託料などの情報を集約し、校区全体の財政状況について把握することで、今後の校区のまちづくりに関する情報の共有化に努め、住みよいまちづくりのための活動を進めている。

現在、久留米市の校区コミュニティ組織は、その全てが規則の規定に基づき市に登録されており、おおむねモデル組織図（67 ページ参照）のような組織体制で運営されている。

モデル組織図では、校区内の各種住民団体が校区コミュニティ組織を構成し、課題に応じて複数の団体が各部会を通して連携し、まちづくりに取り組む体制となっている。

各部会の統括部門としては役員会を設置しており、役員会は、各部会間の総合調整機能を持っている。

校区コミュニティ組織の事務とその拠点施設である校区コミュニティセンターの管理運営は、校区コミュニティセンター内に設置された事務局が担っている。

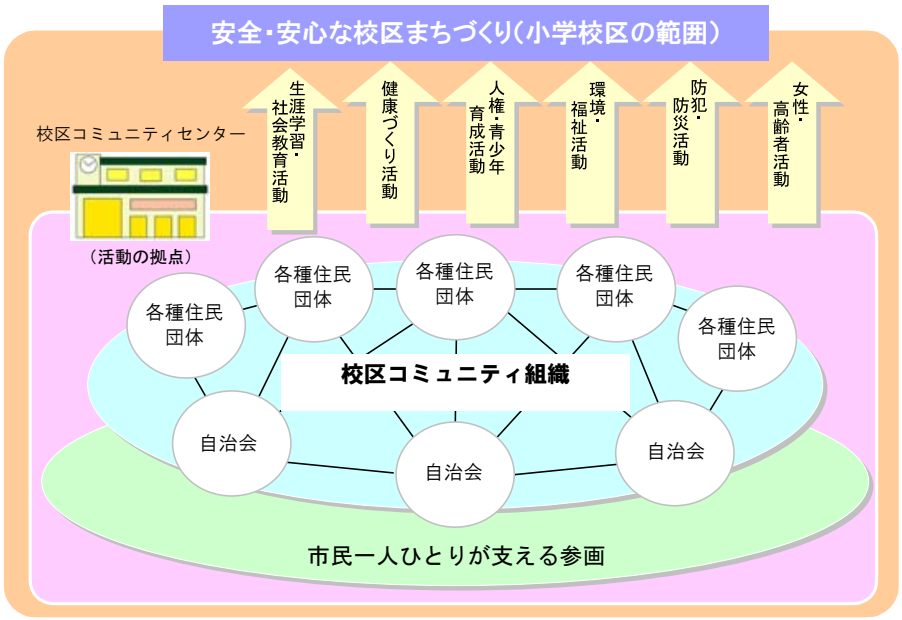

・校区コミュニティ組織は、校区内の自治会や各種住民団体をネットワーク化したものです。
・校区コミュニティセンターは、校区住民や校区コミュニティ組織の構成団体の活動拠点施設です。

⑧　校区コミュニティ組織への支援

市は、校区コミュニティ組織に対し、情報の提供、財政的援助等の支援を行っている。

校区コミュニティ組織への財政的支援のうち、主なものは、次のとおりである。

〇校区コミュニティ組織運営費補助金　491,060 千円（H24 予算、46 校区）

・人件費　454,982 千円
（役員活動費、常勤職員人件費、職員共済費など）

・その他　36,078 千円
（維持管理費、機材整備費）

■校区コミュニティ組織　モデル組織図

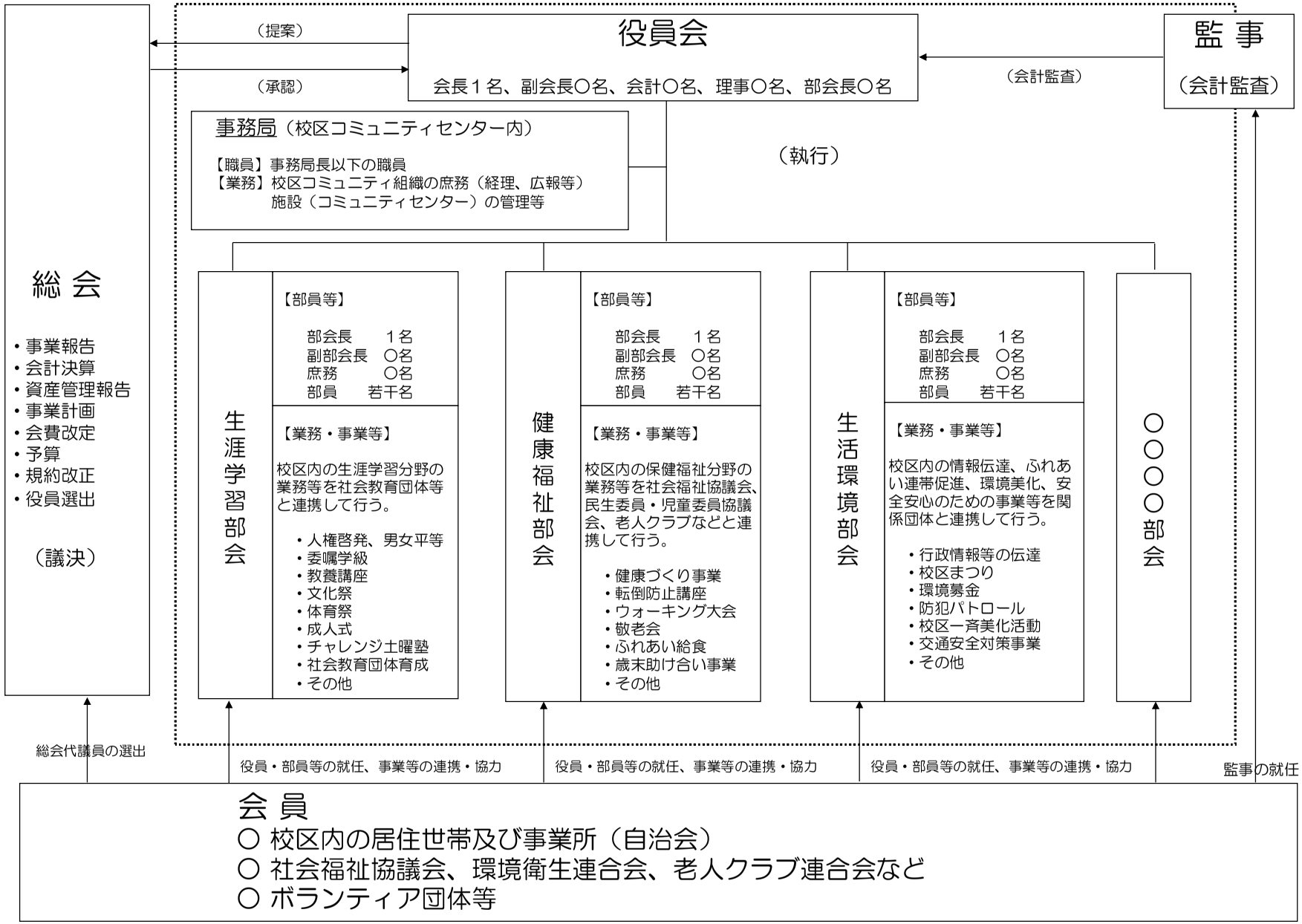

（2） 久留米市の「協働によるまちづくり」

① 協働によるまちづくり

今日、生活様式が大きく変化し、核家族化や少子高齢化、あるいは子育て支援、高齢者の介護、障がい者の支援などの社会的課題、また生活環境の維持改善、防犯・防災等の安全に関わる課題など、地域における課題が増加している。

このため、これからの住み良い地域社会づくりのためには、行政と地域住民との適切な役割分担により課題に対応する当事者として、地域コミュニティの必要性と重要性が注目されている。

さらに、コミュニティは、これまでの行政主導のまちづくりの段階を経て、「自らのまちは自らの手でつくる」という住民主導のまちづくりの主役となりつつある。

ところが、地域課題の増加に加え、都市化やライフスタイルの多様化などによる住民関係の希薄化や担い手の不足などの現状もあり、従来の自治会というコミュニティ単独での活動では、多くの課題に対する取組みが困難となってきた。

このため各自治体では、従来の地域コミュニティの活性化とともに、より広いエリアの枠組みを対象とした、効果的・効率的なコミュニティ組織によるまちづくり活動を推進している。

さらに、昨今のコミュニティにおいては、任意団体といえども、公益的な活動を行い、その財源を地域に求める以上は、規約・役員体制・事務局的機能といった組織機構を一定整備し、民主的かつ公正な運営ができる基本的な体制が必要となっている。

コミュニティもＮＰＯ（民間非営利組織）も行政も、その地域や住民の快適で幸福な生活を望み、その実現のための活動を行っている。これら地域社会の構成員が主体的に自らの活動をすすめ、適切な役割分担のもと、相互の機能を補完しているという姿がまちづくりの理想である。

久留米市は、平成 18 年 3 月に策定した新総合計画〔第 2 次基本計画〕の中で、これからの地域社会を創っていくには、都市づくりの構図をこれまでの行政主導から市民と行政の協働へと転換し、市民と行政とが主体的に役割を担う協働のまちづくりを推進していくこととしている。そのためには、市民と行政の適切なパートナーシップの確立と地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを進めていくことが重要であるとしている。

この協働によるまちづくりは、「補完性の原理」を基本に進めていくことが必要であり、協働の関係が成り立つには、それぞれの組織が自立し、かつ対等の立場であることを前提としている。

これからのコミュニティは、自助・共助・公助の精神を尊重し、自立した組織としての責

任と役割を果たし、「住みよいまちづくり」を進めていくことが求められている。

こうした市民との協働のまちづくりの理念に基づいて、自立した単位自治会を基盤としながら、単位自治会で解決できることは単位自治会で、校区で解決できることは校区で、そして行政はそれらへの支援を行うという、コミュニティを主体とした協働のまちづくりを推進してきた。

② 協働の基本原則

「協働によるまちづくり」に取り組むためには、市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、事業所の皆さんや行政が、相互に連携協力して、それぞれが次の「協働の基本原則」を理解し、行動することが大切である。

【協働の基本原則】

○対等の原則	上下の関係ではなく、対等の立場に立つこと。
○目的共有の原則	協働の目的を確認し、共有化すること。
○自主・自立の原則	常に自立した関係を保ちつつ、その活動は、自主的かつ自己責任の下で行われるものであること。
○相互理解の原則	それぞれの特性及び立場を理解し合い、お互いの共通点や相違点を認識すること。
○公開の原則	協働の過程や結果について積極的に情報を公開すること。

資料3-2

久留米市における市民活動促進等の主なあゆみついて

	久留米市の動向		国内等の動向
	地域コミュニティ組織に関して	市民公益活動団体等に関して	
S20年代	**○町内会制を廃止(GHQ占領下)(S22)** ※自治省が町内会の間接利用を指導（行政の補完） ※広報紙配布の自治委員制度に移行 **○公民館運営規則制定(S28)** ※公民館を社会教育施設に位置づけ		日本国憲法公布 第一次ベビーブーム 地方自治法成立 社会教育法制定 公民館の設置・運営要綱 ＜市内の各種団体の設置＞ ■民生委員児童委員協議会 ■防犯協会 ■子ども会連合会
S30年代	**○校区公民館連絡協議会発足(S36)** ※各校区で公民館が設置 ※校区公民館相互の連携		高度経済成長 東京オリンピック ＜市内の各種団体の設置＞ ■環境衛生連合会 ■老人クラブ連合会 ■女性の会連絡協議会 ■暴力追放推進協議会
S40年代	**○公民館の登録に関する規則公布(S42)** ※校区公民館を公民館類似施設に位置づけ登録制をとる 機能①社会教育ｾﾝﾀｰ機能、②地域活動の拠点機能 **○校区公民館連合会(久公連)に改称(S47)** ※旧名：校区公民館連絡協議会		総合計画策定義務付け 日本万国博覧会(大阪) ＜市内の各種団体の設置＞ ■交通安全協会 ■共同募金会久留米市支会 ■校区・地域社協連合会
S50年代	◆久留米市では自治会の役割を明確にしていなかった。	**○ボランティア連絡協議会発足(S52)** ※国が日本型福祉社会を提起 ※ボランティアが福祉マンパワーとして期待	国際障害者年 ポートピア開催(神戸) 日本海中部地震発生 ＜市内の各種団体の設置＞ ■小さな親切宣言校区推進委員会 ■ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連絡協議会
S60年代	**○自治会連絡協議会(久自協)発足(S61)** ※自治会をｺﾐｭﾆﾃｨづくりの担い手として役割明確化 ※自治会の活性化、相互の情報交換等を目的 ⇒市の支援が可能に	**○市社協 ボラントピア事業の第一次指定を受ける** ※S60年～福祉ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱのまちづくり事業を実施 ※国が福祉のまちづくり及び地域福祉の発展を目的として 予算を大幅に付与 **○市社協 小学校区単位で小地域ネットワーク形成** ※S62西国分⇒H6金丸	国際平和年 男女雇用機会均等法成立 バブル景気 社会教育審議会報告 (※ボランティアに関して) ＜市内の各種団体の設置＞ ■校区青少年育成協議会連絡会議

H元年代	**○まちづくり事業費(まつり等)一部補助(H5)** ※まちづくりの事業費補助で自治会単位でも活動活性化 **○ｺﾐｭﾆﾃｨ審議会設置(H7)、答申(H9)** ※自治委員制度を廃止し、自治会ﾙｰﾄでの委託及び自治会の活性化支援への転換を答申	**○ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動推進検討ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ設置(H8)** ※総務部総務課内に福祉分野だけでなく、まちづくり、防犯、国際交流など広範な分野でﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動を推進するﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを設置 **○ボランティア活動促進検討委員会設置(H9)** ※ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ進行のため、検討委員会を設置し、市との関わり方、支援のあり方等の議論	国際ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ貯金開始 阪神淡路大震災 介護保険法 地縁団体が法的に認知 ＜市内の各種団体の設置＞ ■ふれあい都市推進協議会
H10年代	**○ｺﾐｭﾆﾃｨ審議会答申(H11)** ※21世紀へ向けての新たな模索と題す ①校区公民館を校区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰへ再規定すること ②ｺﾐｭﾆﾃｨ組織、事業所、個人をﾈｯﾄﾜｰｸするまちづくり委員会を設置すること **○校区まちづくり推進モデル地区(H13)** (御井、草野、大善寺、東国分、津福、荒木) **○校区ｺﾐｭﾆﾃｨ組織の登録に関する規則(H19)** ※校区コミュニティ組織の登録により、自主的自立的なまちづくり活動の推進	**○ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ情報ｾﾝﾀｰ開設(市庁舎2階)(H11)** ※NPO・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱへの支援施策として相談窓口の設置 **○ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ情報ﾈｯﾄﾜｰｸ(HP)を稼動(H11)** ※団体等情報を把握し、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等で情報提供 ※社会福祉協議会及び生涯学習課との連携 **○市民活動支援基本方針策定(H13)** ※基本理念は①基盤整備、②市民活動と行政の協働の促進 **○市民活動への活動施設提供(えーるピア2階)(H13)** ※えーるピアのオープンに併せて施設を設置 **○市民活動ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ開設(H17)** ※ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ開設に併せて情報ｾﾝﾀｰと統合(えーるﾋﾟｱ施設は生涯学習課にて存続) **○市民活動保険制度導入(H17)** **○市政ﾊﾟｰﾄﾅｰ制度開始(H19)** ※行革のﾘｰﾃｨﾝｸﾞ事業として市政ﾊﾟｰﾄﾅｰ制度実施	地方分権一括法 国際ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ年 合併特例法 地震災害(新潟、福岡) NPO法施行 ＜市内の各種団体の設置＞ ■校区人権啓発推進協議会連合会 ■子ども安全パトロール隊 ■すくすく子育て委員会 ■自主防災会
H20年代	**○ｺﾐｭﾆﾃｨ審議会答申(H21)** ※旧四町における小学校区単位を基本とした校区コミュニティ組織設立に向けた取組み開始 **○校区まちづくり連絡協議会発足(H21)** ※旧市27校区全校区において校区コミュニティ組織設置 相互連携のための連絡協議会発足。同時に久自協、久校連の各団体は解散 **○旧市、旧四町のコミュニティ制度統一(H23)** ※旧四町の19校区において校区コミュニティ組織設置	**○提案公募型協働ﾓﾃﾞﾙ事業実施(H20～H22)** ※行政が提示した社会的課題解決に向けた行政とＮＰＯの協働事業補助金制度をモデル的に実施、検証 **○久留米市市民活動促進検討委員会設置・答申(設置H21、答申H22)** ※地域社会を構成する校区コミュニティ組織、ＮＰＯ・ボランティア 団体等が行う市民活動を促進することを目的とする条例の基本的事項	後期高齢者医療制度 地震災害(岩手宮城) 東日本大震災 九州北部豪雨災害

○久留米市市民活動を進める条例制定(H24)
※地域社会を構成する市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体及び事業者の役割、市の役割及び責務を明らかにし、共に豊かに暮らせる社会づくりのために市民活動の活性化を進めていくための条例

○久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金(H24)
※市民活動活性化のための補助制度を創設

●編集・発行／久留米市協働推進部地域コミュニティ課
●住所・電話／〒８３０－８５２０
久留米市城南町１５－３
０９４２－３０－９０２４（直通）